1. 令和元年第2回郡上市議会定例会議事日程(第1日)

令和元年9月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第21号 専決処分した事件の承認について(令和元年度郡上市一般会計補正予算 (専決第1号))
- 日程4 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 5 議案 第 23 号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の制定につ いて
- 日程 6 議案 第 24 号 郡上市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の制定について
- 日程7 議案第25号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程8 議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例について
- 日程9 議案第27号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第28号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第29号 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議 案 第 30 号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正 する条例について
- 日程13 議案第31号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第32号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第33号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第34号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第35号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第36号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程19 議案第37号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程20 議案第38号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程21 議案第39号 平成30年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について

日程22 議案第40号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第41号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程23 日程24 議案 第42号 平成30年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 日程25 議案第43号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程26 議案第44号 平成30年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定につい 7 日程27 議案第45号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程28 議案第46号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について 議案第47号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定に 日程29 ついて 日程30 議案第48号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定につ いて 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程31 議案第49号 日程32 議案第50号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程33 議案第51号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程34 議案第52号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程35 議案第53号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程36 議案第54号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程37 議案第55号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について 議案第56号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程38 日程39 議案第57号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程40 議案第58号 日程41 議案第59号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について 日程42 議案第60号 平成30年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 日程43 議案第61号 平成30年度郡上市病院事業会計決算認定について 日程44 議案第62号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第2号)について 日程45 議案第63号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 日程46 議案第64号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について 日程47 議案第65号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第2号)について 日程48 議案第66号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)に ついて

日程49 議案第67号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程50 議案第68号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)について

日程51 議案第69号 物品売買変更契約の締結について (消防ポンプ自動車購入)

日程52 議案第70号 物品売買変更契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)

日程53 議案第71号 物品売買変更契約の締結について(救助工作車Ⅱ型整備事業)

日程54 議案第72号 物品売買変更契約の締結について(建設機械(雪寒機械)購入)

日程55 報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について

日程56 報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について

日程57 報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について

日程58 報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について

日程59 報告第13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について

日程60 報告第14号 平成30年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告について

日程61 報告第15号 専決処分の報告について

日程62 議報告第4号 諸般の報告について (議員派遣の報告)

日程63 議報告第5号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	三 島	一貴	2番	森	藤	文	男
3番	原	喜与美	4番	野	田	勝	彦
5番	山川	直保	6番	田	中	康	久
7番	森	喜 人	8番	田	代	はつ	江
9番	兼山	悌 孝	10番	Щ	田	忠	平
11番	古 川	文 雄	13番	上	田	謙	市
14番	武 藤	忠 樹	15番	尾	村	忠	雄
16番	渡 辺	友 三	17番	清	水	敏	夫

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

18番

12番 清水正照

美谷添

生

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日 置敏明 副市 長 青 木 修 教 育 長 市長公室長 熊 田 泰 日 置 美 晴 総務部長 乾 市長公室付部長 優 松幸 置田 健康福祉部長 田 美江子 農林水産部長 五味川 和 康 浩 商工観光部長 遠 藤 正史 建設部長 尾藤 康 春 環境水道部長 馬 場 好 美 郡上偕楽園長 松 井 良 春 良之 教育次長 会計管理者 佃 臼 田 義 孝 郡上市民病院 消防 長 桑原 正 明 事務局長 古 田 年 久 国保白鳥病院 事務局長 川尻成丈 代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 大 坪 一 久 議会総務課 岩 田 亨 一 主 査

議会事務局 議会総務課 竹 下 光 課 長 補 佐

◎開会及び開議の宣告

○議長(兼山悌孝君) おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところを御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから令和元年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。 本日の欠席議員は、12番 清水正照君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(兼山悌孝君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、5番 山川直保君、6番 田中康久君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(兼山悌孝君) 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る9月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月9日から10月3日までの25日間といたしたいと 思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月9日から10月 3日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

なお、大坪監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことに ありがとうございます。

◎市長挨拶

- ○議長(兼山悌孝君) ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。 市長 日置敏明君。
- **〇市長(日置敏明君)** おはようございます。

令和元年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御参集いただき、

まことにありがとうございます。

ことしの夏は、これまでのところ、郡上市においては、昨年の豪雨、猛暑、強風などの過酷な気象状況に比べれば、幾分かは穏やかであり、胸をなでおろす思いであります。しかしながら、去る8月15日から16日にかけての台風10号に伴う大雨によって、市内においても若干の災害が発生いたしましたし、まだまだ台風来襲の時期を脱してはおりません。先日、9月1日日曜日には、大和町古今伝授の里運動公園において、豪雨を想定した令和元年度の総合防災訓練を実施をいたしましたが、これからも気を緩めることなく、防災対策に万全を期してまいりたいと存じます。また、8月末の九州北部豪雨災害に遭われました地域に対しては、衷心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、提案説明に入ります前に、6月定例会以降の市政の動き等について数点、報告をさせていただきます。

まず初めに、去る7月21日に行われました第25回参議院議員通常選挙についてであります。

わが国の将来が今後どのように方向づけられていくのかを左右する重要な選挙であり、令和初の国政選挙となりました。全国の投票率は、48.8%程度に留まり、前回の参院選の54.7%を5.9ポイント下回り、過去2番目に低い結果となりました。郡上市の投票率は70%を超え、県内21市の中では1番目、町村も含めた42市町村中では3番目ではありましたが、前回からは1.4ポイント下回る結果となりました。これらのことは、ことしは統一地方選挙と重なり、悪天候も影響したとされておりますが、有権者の選挙離れを危惧するところでもあります。また、郡上市においては、投票区の見直し後、初めての選挙であり、事前周知に努めるとともに、臨時の期日前投票所を新たに12カ所設けました。なお、全投票に占める期日前投票率は72%となり、過去の選挙からも増加傾向にあります。また、若い世代の投票率を見ますと、18歳が46.33%、19歳は39.62%、また20歳代は51%と全体の投票率に比べて低く、主権者教育や選挙啓発等、今後に課題を残すものとなったと考えております。

次に、2点目でありますが、去る6月30日、郡上市滞在型コンベンション施設ホテル積翠園改修工事の竣工式を執り行いました。「非日常の癒し」をコンセプトといたしまして、宿泊客の高い満足度を目指す当施設は、平成30年度から2カ年度にわたって客室の改修を行いました。従来8室ありました客室は21室に増設をし、最大で63人程度が宿泊可能となります。3段階のグレードに分けた各部屋は、それぞれに郡上の素材や文化をモチーフとした和洋折衷のデザインとなっております。

郡上市の政策の旗印に掲げる観光立市郡上の取り組みの一つであります、立ち寄り型観光から脱却し滞在型観光都市を目指す上でも、宿泊施設のグレードアップと客室数の増設は喫緊の課題でありました。市では、この積翠園の改修とともに、平成29年度から民間宿泊施設の改修費助成制度を設け、これまでに39もの事業者の皆様に、市内宿泊施設の改修を行っていただいているところでもあります。

リニューアルしましたホテル積翠園につきましては、指定管理者として運営に当たっていただい ております奥濃飛白山観光株式会社に一層の経営改善に御尽力いただくことにより、当施設が郡上 市の活性化並びに地域振興に大いに貢献してくれることを期待するものであります。

3点目でありますけれども、去る8月3日、古今伝授の里フィールドミュージアム内において、「短歌の里 交流館よぶこどり」の竣工式を執り行いました。大和町では、古今和歌集の奥義を伝授する古今伝授の故事から、和歌や短歌に関する教育や催事、催し事を地域ぐるみで取り組んでいただいておりますが、市民の皆様の文化活動を初め、さらなる短歌交流等の発展に向け、本施設を整備したものであります。

施設には、島津忠夫文庫を中心とした蔵書機能、図書を活用する学習・閲覧機能、短歌大会や講演会等が開催できる研修・展示機能を新たに備え、また地域の特産品等を扱うミュージアムショップも設置をいたしました。来る9月15日には、開館記念の講演会が開催される予定であり、いよいよ本格稼働となってまいります。

地域の文化振興の拠点として、また短歌を中心とした地域力・文化力の創造拠点として、その機能を十分に発揮するとともに、市内外の皆様に大いに御活用いただきたいと思います。

4点目でありますが、去る8月20日、岐阜市のぎふ清流文化プラザにおいて、東京オリ・パラ選手村ビレッジプラザ提供木材出荷式が行われました。これは、去る5月26日、日曜日、大和町において、議員の皆様方及び地元の子どもたちが木曳車を引き、送り出していただいた郡上産の杉を含みます、県内6市町村の木材をまとめて出荷したものでありますが、いよいよ開催まで1年を切った2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、選手村ビレッジプラザの建築が始動いたします。当日は、青木副市長が出席をいたしましたが、オリンピック・パラリンピックの県強化指定選手による競技紹介もされるなど、大会への意気込みや 気運の盛り上げが見られる木材出荷式となったようであります。

また、同様に、大会への県産食材の利用促進に向けた取り組みも進められており、去る7月10日、東京にある明治記念館で開催された清流の国ぎふおもてなし食材披露会に私が出席してまいりました。郡上の鮎や野菜を含む、重点食材11品目及びGAP認証食材を活用したメニューを、大会及び首都圏のホテル・レストラン等の関係者に紹介するという催しでありました。また、世界農業遺産清流長良川の鮎の普及啓発等を目的とする「清流長良川恵みの逸品」として認定されている郡上本染め、ハム、割りばし、積み木等も会場内に展示されておりました。

これら岐阜県の木材や食材、そして逸品が、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 成功と各国の出場選手の応援に一役を担えるよう期待をいたしているところであります。

5番目、最後でありますが、今シーズンの郡上おどり、白鳥おどりについてであります。郡上の夏の風物詩として、7月から行われてまいりました2つの踊りのうち、白鳥おどりは去る8月24日

土曜日、そして郡上おどりは一昨日の9月7日土曜日に、それぞれ踊り納めを迎えました。残すところは9月13日金曜日に行われます郡上おどりの昔をどりの夕べと、9月22日日曜日の白鳥の拝殿踊り、そして9月28日土曜日の白鳥おどりの変装踊りコンクールとなります。8月15日から16日にかけての徹夜踊りが、両者ともに台風10号の影響により途中で終了時刻を切り上げはいたしましたが、本年の郡上の踊りの概ねが無事に終了しましたことを、皆様とともに喜びたいと存じます。

なお、ことしも、長い踊りの期間を支えていただきました郡上踊り保存会、白鳥踊り保存会を初めとする関係団体、関係機関の皆様、そして御理解をいただいた地域の皆様、踊り会場に足を運んでいただいた多くの皆様、徹夜踊りの後の清掃作業をしていただいたボランティアの皆様方等々、全ての皆様に、深く感謝を申し上げます。

まことにありがとうございます。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いをしております諸議案等につきまして、その概要を申し 上げます。

今回、提案をいたしました議案は合計で52件で、その内容は、専決処分の承認が1件、人事案件が1件、条例の制定及び一部改正に関するものが13件、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う案件が3件、平成30年度決算認定関係が23件、令和元年度補正予算関係が7件、その他4件であります。

まず初めに、議案第21号は、交通事故により損傷いたしましたスクールバス等を緊急に買いかえるために、さきに専決処分をいたしました令和元年度郡上市一般会計の補正予算について、承認を求めるものであります。

次に、議案第22号は、法務大臣から委嘱される人権擁護委員候補者の推薦についてであります。 委員3人の任期が令和元年12月31日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見 を求めるものであります。

議案第23号は、郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。かねてより改修を行ってまいりました旧越前屋を、郡上八幡 町屋敷越前屋として設置するよう、施設の名称、位置、運営及び指定管理等に係る所要の規定を定めるものであります。

議案第24号は、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、第1号パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を整備するよう、条例を定めるものであります。

議案第25号は、郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてであります。 前議案同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、第2号フルタイム会計年度任用職員 の給料及び手当に関する規定を整備するよう、条例を定めるものであります。

議案第26号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例についてであります。前2議案同様、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、 会計年度任用職員に関する所要の改正を行うよう、郡上市職員の給与に関する条例など全部で10条 例について規定を整備するものであります。

議案第27号は、郡上市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。ケーブルテレビ 事業特別会計を廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第28号は、郡上市税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の一部改正に伴い、現行の軽自動車税の内容が種別割として整理される等、所要の規定を整備するものであります。

議案第29号は、郡上市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。住民基本台帳法施行令等の一部が改正されたことによる印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、旧姓での、もとの苗字という意味ですが、旧姓での印鑑登録を可能とする等、所要の規定を整備するものであります。

議案第30号は、郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等であることを理由とする権利の制限に係る措置を適正化するため、成年被後見人等であっても消防団員となることができるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第31号は、郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。消費税率等の引き上げに伴い、人工受精手数料など畜産関係の手数料を改めるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第32号は、郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率及び償還方法などについて所要の規定を整備するものであります。

議案第33号は、郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、用語の整理に関し所要の規定を整備するものであります。

議案第34号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例についてであります。前議案同様、子ども・子育て支援法の一部が改正 されたことによる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴 い、用語の整理及び利用者負担などについて所要の規定を整備するものであります。 議案第35号は、郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前2議案同様、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育料の無償化に係る所要の規定を整備するものであります。

議案第36号は、中濃地域農業共済事務組合の解散についてであります。来年、令和2年4月1日に、県下全域を対象とした岐阜県農業共済組合を設立するため、現在、中濃地域の5市8町村で構成しております、地方自治法上の一部事務組合である中濃地域農業共済事務組合を解散することに関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第37号は、中濃地域農業共済事務組合規約の変更についてであります。前議案での中濃地域 農業共済事務組合が解散した場合の残務整理のための事務の継承団体を規約に明記することに関し、 関係地方公共団体と協議することついて、議会の同意を求めるものであります。

議案第38号は、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。前議案同様、中濃地域農業共済事務組合が解散した場合の同組合の財産を岐阜県農業共済組合に帰属させることに関し、関係地方公共団体と協議することについて、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議案第39号から議案第61号までは、平成30年度の郡上市一般会計から郡上市病院事業会計に至るまでの23会計の決算認定についてであります。

大坪代表監査委員と田中監査委員におかれましては、7月2日から8月8日までの間で、延べ17日間という大変長い日数をかけ、膨大な帳票の確認から現地確認まで精力的に決算審査を行っていただきました。まずもって、厚く御礼を申し上げます。

平成30年度決算に基づく普通会計の実質公債費比率は12.7%となり、平成29年度の実質公債費比率と同数値となりました。なお、市債の残高ベースでの将来負担比率は、平成30年度決算では69.5%となり、平成29年度の67.4%と比較して、2.1ポイントの増加となりました。これは、市債の現在高は減少したものの、一方で償還財源となり得る基金の現在高も減少しており、また標準財政規模が普通交付税の合併特例算定措置の縮減に伴いまして、減少したことによるものであります。

今後とも、必要な事業の推進を図りつつ財政の健全化に取り組み、将来に希望が持てる財政運営 に努めてまいりたいと存じます。議員各位には、今議会において決算認定の審議をしていただきま すが、慎重な御審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第62号から議案第68号までは、令和元年度郡上市一般会計を初め、全部で7会計の予算の補正をお願いするものであります。

最初に、一般会計補正予算の主な内容を説明をいたします。まず歳出では、ふるさと寄附受納に係るインターネット納税サイトの追加に伴う、返礼品調達及び事務費等の増額により、ふるさと寄附啓発事業に3,057万4,000円、幼児教育・保育の無償化に伴い、市立及び私立の保育園・幼稚園に係る保育料の財源更正並びに私立認定こども園の施設型給付費の増額により、保育園部に1,155万

円、幼稚園部に253万円の補正を、また農業労働力確保、担い手育成のための研修宿泊施設の改修整備に対する補助等を行う園芸作物振興施設整備事業に400万円、空き店舗等の解消及び地域商業の活性化等に係る活用申請件数の増に伴い、空き店舗等活用事業に190万円、外国人観光客の満足度向上と誘致促進に向け、八幡町市街地における多言語観光案内看板の設置及び公衆トイレの整備等を行う外国人観光客誘致事業に1,257万6,000円、倒木による停電、道路の寸断等の被害防止に向けた電線付近の立木伐採に係る事業箇所の増に伴い、ライフライン保全対策事業に1,195万8,000円、文化資源活用事業補助金の採択に伴いまして東氏館跡庭園を解説するためのデジタルコンテンツ制作等、文化施設整備事業に893万1,000円、東京2020オリンピック聖火リレー実施に伴う交通警備及び資機材等に係る岐阜県実行委員会への負担金として、2020スポーツツーリズム推進事業に401万5,000円などをそれぞれ増額補正し、また、事業費補助内示の減額に伴いまして道整備交付金事業500万円を減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、子ども・子育て支援臨時交付金2,799万9,000円、私立保育園施設型給付費負担金の国県負担金が合わせて2,416万円、私立幼稚園施設型給付費負担金の国県負担金が合わせて189万7,000円、これまで保育料に含まれていたものが、新たに分離独立して徴収することとなる保育園児副食費が483万9,000円、観光振興事業費補助金628万8,000円、文化資源活用事業補助金309万7,000円、ライフライン保全対策事業の分担金、補助金が合わせて744万7,000円などをそれぞれ増額補正し、また、保育料無償化に伴う財源更正により私立保育園保育料、市立保育園使用料など合わせて4,481万8,000円、都市再生整備計画事業の補助金内示に伴う財源更正によりまして公共施設整備基金繰入金を2,000万円をそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳出・歳入それぞれ、増加、減少要因等を総合いたしまして、1億9,370万7,000円の追加 補正をお願いするものであります。

次に特別会計であります。まず国民健康保険特別会計では、平成30年度保険給付費等交付金の確定に伴う精算により、岐阜県への返還金3,430万4,000円の増額、それから下水道事業特別会計では、特定環境保全公共下水道建設事業の新規加入に伴う管渠布設工事の増額など4,114万円、介護保険特別会計では、平成30年度介護給付費等の確定に伴う精算による返還金及び基金積立金など1億996万8,000円の増額、鉄道経営対策事業基金特別会計では、長良川鉄道の運用基金及び協力基金の定期利率の確定に伴い42万2,000円の増額、後期高齢者医療特別会計では、平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合負担金の確定に伴う精算による一般会計繰出金100万4,000円の増額、それから最後でありますが、大和財産区特別会計では、財産区の改元記念植樹事業の実施など369万3,000円の増額を、それぞれ歳出・歳入について補正するようお願いするものであります。

議案第69号から議案第72号までは、消防ポンプ自動車及びロータリー除雪車などの購入に係る物

品売買変更契約の締結4件について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、一般財団法人郡上八幡産業振興公社など、第三セクターの経営状況に関し5件の報告、 平成30年度郡上市の財政健全化判断比率等の報告、そして和解及び損害賠償の額の決定に係る専決 処分の報告がございます。

これまで申し上げました議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長 等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶並びに議 案の提案説明といたします。

なお、冒頭少し触れましたが、先般の台風10号の影響によって、8月15日から16日にかけて市内でも十数カ所で豪雨災害が発生し、総額1億円程度の災害復旧事業の実施が必要となっております。今回の豪雨では、道路及び河川の公共土木施設、農地及び農業用施設が被災をしており、復旧に向けた調査等を現在、進めているところです。今後、事業費等の精査を行い、必要な予算額の算定ができましたら、本定例会会期中に追加の補正予算を上程したいと考えておりますので、その際には御審議をお願いいたしたく申し添えます。

以上でございます。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

〇議長(兼山悌孝君) ありがとうございました。

◎議案第21号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第21号 専決処分した事件の承認について(令和元年度郡上市一般会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第21号をよろしくお願いいたします。

専決処分した事件の承認について(令和元年度郡上市一般会計補正予算(専決第1号))。

上記予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年7月11日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。令和元年度郡上市の一般会計補正予算(専決第1号) は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,483万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ282億854万円とするものでございます。

内容につきましては、事業概要説明一覧表をごらんいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

事業概要説明一覧表、1枚おめくりいただきます。

下のほうに歳出がございます。まず最初に歳出のほうを説明させていただきたいと思います。

先ほど市長のほうからもございましたが、交通事故によりまして、1台は庁用車の整備事業ということで339万4,000円補正を増額させていただくものでございます。こちらにつきましては6月4日に職員が研修に向かっていたところ、岐阜市内で追突にあったというものでございます。

それからその下、スクールバス整備事業でございます。1,144万1,000円の増でございます。こちらにつきましては、大和地内で園児をおろして帰ってくる途中に乗用車がぶつかってきたというものでございます。

どちらも、2台とも廃車になったということで早急に整備する必要があるため、専決処分をさせていただいたものでございます。

その財源となるものでございますけれども、歳入になりますが、一つは小学校費補助金、へき地 児童生徒援助費等補助金の306万円でございます。これは、補助金の再度組み込みによります増で ございますし、あと前年度繰越金、こちらにつきましては補正財源としての一般財源ということで 446万7000円、それから総務費雑入、教育費雑入、両方とも保険金のほうでございます。相手の保 険のほうから、庁用車につきましては220万8,000円、それからスクールバスについては510万円い ただくものでございます。

歳出のほうで一つ説明を忘れましたが、スクールバスのほうでございますが、事故車両が平成28 年度に取得したものということで、まだ財産処分の規定内にありますので、国庫補助金の返還をさ せていただくということで、202万4,000円も計上しておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

〇議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第21号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託を省略することに決

定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め採決いたします。議案第21号について原案のとおり承認する ことに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり承認することに 決定いたしました。

◎議案第22号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程4、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第22号をよろしくお願いいたします。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により 議会の意見を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日と順に読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

郡上市八幡町西乙原1417番地、上野道子、昭和25年11月24日。続きまして、郡上市美並町白山 400番地、横井美和子、昭和25年9月5日。そして一番下になりますが、郡上市和良町三庫3452番 地1、池場利廣、昭和25年12月6日。

なお、この御3名ともでございますが、再任でございますので、よろしくお願いいたします。

またこの3名の任期につきましては、令和2年1月1日から、令和4年12月31日までの3年間ということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第22号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め採決いたします。議案第22号について原案に同意することに 御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第23号から議案第35号について(提案説明)

〇議長(兼山悌孝君) 日程5、議案第23号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の制定についてから日程17、議案第35号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

置田部長。

○市長公室付部長(置田優一君) 議案第23号 郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例の制定について。

郡上市郡上八幡 町屋敷越前屋の設置及び管理に関する条例を、次のとおり定めるものとする。 令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、旧越前屋の改修に伴い、郡上八幡 町屋敷越前屋を設置するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、条例の制定文がございます。

条例の制定文の次に資料として逐条解説とそれから平面図をつけております。今回新規の条例になりますので、主に資料の逐条解説により説明をさせていただきます。なお、旧越前屋の改修工事につきましては9月末での完成を予定をしております。

それでは、資料の逐条解説1ページをごらんいただきたいと思います。

まず設置第1条、歴史的建造物を将来にわたって適切に保存・継承し、持続可能な魅力ある町づくりに資することを目的として、郡上八幡町屋敷越前屋を設置する。

越前屋につきましては、明治初期に建てられた大規模な町屋として国の登録有形文化財に登録をされている歴史的な建造物であるということと、それから立地する新町は、古くから商人の町とし

て栄えてきたという経緯がございますので、こうした点を踏まえまして、建物の適切な保存継承、 そしてまちづくりの資源としての有効活用、さらにまちづくり活動の拠点として位置づけるもので ございます。

第2条の名称及び位置についてでございますが、名称は郡上八幡 町屋敷越前屋、郡上市八幡町 新町926番地でございます。なお、名称についてですが、越前屋という屋号は市民の皆さんに馴染 みがあるといったことや、これまで八幡市街地では、空き家の利活用に当たりまして町屋玄麟とか 町屋伊之助といったように屋号を施設名としてきた経緯もございまして、本施設も屋号の越前屋を 名称に取り入れるということといたしました。

また、町屋敷の呼称についてですが、これが一般的な町人の屋敷を指し示す呼び名としての町屋敷という呼称を用いることにしたものでございます。越前屋は商家でもあり、これまでの住屋としての空き家とは規模が異なることから、それらと区別する意味でも町屋敷としたものでございます。次に、第3条の施設ですが、町屋敷に置く施設は別表第1のとおりとするということで、こちら条例の制定文をごらんいただきたいと思います。制定文の2枚目の裏面になります。別表第1、第3条関係ということで、別表第1に掲げました多目的スペースから、次のページになりますが、最後の控室まで越前屋の施設内、全ての施設をここに掲げさせていただきました。

施設の配置につきましては、済みません、資料の最後におつけをしております平面図をごらんいただきたいと思います。平面図ですが、まず1階の平面、下段になりますが、左側の玄関入口から、多目的スペース、展示スペース、それから和室の位置に赤ちゃんの駅、公衆便所、給湯室、土蔵の1・2、イベントスペースの1・2、それから2階でございますが、事務室、待合室、和室の3・4・5、控室、こうした配置となっております。既に3月議会定例会等でお示をしております配置から基本的には変更はございませんので、よろしくお願いをいたします。

それでは済みません、逐条解説に戻っていただきまして、次に、第4条の施設の使用でございます。まず第1号のまちづくり活動に関しましては、地域資源を活用した取り組み等を支援する場所として、あるいは郡上市民や都市交流含めた拠点として活用するものでございます。

第2号の物産見本市に関しましては、一般的なお土産等の販売ではなくて、市内各地で地域資源を生かしてものづくりを行っている人たちの商品を展示販売することなどを想定をしているものでございます。単に商品を売るということだけではなくて、その背景や地域づくりの活動にも焦点を当てた使い方を考えております。

第3号の町屋敷の案内に関しましては、商家としての規模が大きい越前屋の間取り、それから構造等を見てもらい、昔の暮らしぶりを感じてもらうといったような使い方を考えているものでございます。

2ページでございます。第5条の開館時間につきましては、午前9時から午後10時までという

ことで、郡上市総合文化センターの開館時間を参考に設定をいたしました。

次に、第6条の休館日についてですが、休館日はまず12月29日から翌年1月3日までと木曜日、そして休日の翌日としています。このことにつきましては、他の公共施設同様、総合文化センターの例にならったということでございますが、1点、木曜日を休館日にしたことにつきましては、総合文化センターの休日であります月曜日やイベント使用が見込まれます週末を避けたことなどによるものでございます。

第7条の使用の許可につきましては、本施設が条例に定める公の施設であるということで、使用 に当たっては市長の許可を要する、また、許可に対し理由が本条例に定める目的の沿うことはもち るんですが、その他条件を付すことについても可能としたものでございます。

第8条の使用の制限、第9条の遵守義務、次のページ第10条の遵守事項違反の場合の処置につきましては、他の公共施設と同様、一般的な事項でございますので、説明は省略をさせていただきます。

第11条の使用料の納入につきましては、条例の制定文5ページ3枚目になりますが、こちらの別表第2をごらんをいただきたいと思います。別表第2では、施設の区分、そして使用時間の区分、日額・月額、午前・午後・夜間ごとに使用料を定めております。使用時間区分ごとの使用につきましては、ここに記載のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

逐条解説に戻っていただきまして、使用料の額の設定に当たりましては、ここ解説にありますように、郡上市公民館条例による施設使用料並びに、郡上八幡駅観光案内所の売店及び喫茶店の販売 計画、これを参考にして計算をし、使用料を決定をいたしました。

また、多目的スペースにつきましては、まちづくり活動での使用を加味して算定をしております。 なお、営利目的の場合は、郡上市郡上八幡観光案内所の設置及び管理に関する条例を参考に売上金 額の100分の10を乗じた額と別表第2で定める使用料を比較しまして、高いほうを納めていただく ということにしております。

次に、第12条の使用料の減免につきましては、通常まちづくり団体等が、越前屋を使用して活動を行う場合は、原則使用料の減免は行わないものとしますが、市が主催または共催する事業等を越前屋で行う場合、そして越前屋の取り組みのPR等を建物を使用して行う場合には減免できるよう規定をしたものでございます。

第13条の使用料の不還付につきましては、他の施設同様に納入済みの使用料について不還付としたものでございます。

次に、第14条の管理の代行についてでございますが、この条文は解説にもありますように将来的にはまちづくり団体が中心となって施設の維持管理等行っていただくことを想定をしておりますので、このことから指定管理ができる条項を設けるものにしたものでございます。

次のページ、4ページでございます。第15条の指定管理者が行う業務から、第18条損害賠償までにつきましては、将来的に指定管理を想定しておりますので、指定管理を行うに当たっての一般的な事項及び他の施設と同様の事項でございますので、説明を省略させていただきます。

そして、第19条の委任につきましては、軽微な事項につきましては、規則等別で定めるものでございます。

条例の制定文に戻っていただきまして、2枚目の裏面になりますが、附則でございます。この条例は、令和元年11月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(兼山悌孝君) 市長公室長 日置美晴君。
- ○市長公室長(日置美晴君) 続きまして、議案第24号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期 末手当及び費用弁償に関する条例の制定について。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を次の通り定めるものとする。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い第1号 (パートタイム) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、制定文がございますが、その後に資料を添付をいたしておりますので、 そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、提案理由にございます地方公務員法及び地方自治法の一部改正の趣旨や概要について説明をいたします。地方公務員法の臨時非常勤職員につきましては、多様化する行政需要に対応するため年々増加してきておりまして、平成28年度の国の調査によりますと、約64万人が全国で働いておられます。また、福祉・教育・医療等、さまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっている状況にありますが、このような任用が法令上想定されていなかったことから全国の自治体がばらばらの根拠に基づきまして、臨時非常勤職員を任用してきておりました。

このような中、臨時非常勤職員の適正な任用、また常勤職員との給与の均衡やそれから休暇制度などを含めました勤務条件を確保するということで求められておりましたことから地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたわけでございます。なお、この改正法は、令和2年4月1日から施行されます。

次に、改正の内容ですが、まず地方公務員法の改正といたしまして、ごらんのとおり3点ござい

ますが、特別職非常勤職員の任用の厳格化また臨時的任用の厳格化とともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が行われました。これは、改正前の地方公務員法上、一般職の非常 勤職員制度が不明確であったことから、制度の趣旨に沿わない任用が見受けられていたため、一般 職の非常勤職員として会計年度職員を明確に定義し、その任用や服務規律等が定められました。

その会計年度任用職員が地方公務員法第22条の2第1項第1号・第2号として定められたことから、条例の名称に使用したものでございます。

また、地方自治法の改正では、会計年度任用職員に対する給付といたしまして、第1号(パートタイム)の会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とするほか、第2号(フルタイム)会計年度任用職員については、給料、旅費及び期末手当を含む一定の手当の支給対象とすると定められました。

この会計年度任用職員とは、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員と 定義されまして、パートタイムのもの、これは常勤職員の1週間当たりの勤務時間に比べ短い時間 であるもの、またフルタイムのもの、これは常勤職員の1週間当たりの勤務時間と同一の時間であ るものの2つの類型が設けられました。

以上のようなことから、法改正がなされたことから、各地方公共団体におきましては、従来の特別職非常勤職員や臨時的任用職員、あるいは本市のような日々雇用職員等から会計年度任用職員制度に移行するに当たり、常勤職員との権衡の観点から改めて整理を行いまして、条例、規則等への位置づけを検討する必要が生じたということでございます。

なお、本市の特別職非常勤職員、日々雇用職員の任用雇用状況及び会計年度任用職員制度への現時点での移行見込みにつきましては、ごらんのとおり、令和元年度では、特別職非常勤職員、これは各種審議会、委員会、協議会の委員や選挙の投開票管理者、立会人等を含めまして、約4,550人、日々雇用職員のパートタイムが約340人、同じくフルタイムが約290人で、計5,180人となっております。

これらの職員の任用方法等を整理し、全ての職員が令和2年度に会計年度任用職員制度に移行した場合ですが、(2)にございますように第1号会計年度任用職員としては約410人、また第2号会計年度任用職員としては約230人の計640人を会計年度職員として任用させていただくことになるというふうに見込んでおります。

次に、条例の制定内容につきましては、ポイントのみを御説明をいたします。 3ページから条を 追ってごらんをいただきたいと思います。

まず、第1条は趣旨規定で第2条は定義規定でございます。

第3条では、第1号会計年度任用職員に支給する報酬等について規定をしています。第1項では 第1号 (パートタイム) の会計年度任用職員は、職種・勤務条件等が多種多様であるため、条例で は報酬の上限額のみを規定しまして、具体的な職種や報酬の額については規則に委任するというふうにしております。なお、医師以外の職種における報酬の上限額(時間額3,300円)につきましては、現在臨時職員に支給している最高報酬額程度、これは獣医師でございますが、この最高額としております。なお、医師については、経験年数、職位、例えば研修医であるとか、助手、准教授、教授など、また診療科でありますとか、手術をする場合などについて、報酬額の差が著しく大きいということで、市長が別に定める額とさせていただいております。

第2項では、常勤職員との権衡を考慮し、常勤職員に支給する各種手当に相当するものとして、 特殊勤務報酬や時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直勤務報酬及び期末手当を支 給するとともに、通勤や出張に係る費用についても弁償するということにしております。

次に、第4条の特殊勤務報酬、第5条の時間外勤務報酬、第6条の休日勤務報酬、第7条の夜間 勤務報酬、さらには第8条の宿日直勤務報酬につきましては、常勤職員の手当に相当する各報酬を 支給する旨と支給内容についても、常勤職員と同様とする旨を規定してございます。

次に、第9条では、第1号会計年度任用職員に期末手当を支給することについて規定をしております。その支給対象となる職員については、任用期間が6カ月以上の会計年度任用職員、または6カ月未満の任用期間であっても、1会計年度内で複数回任用されて通算して6カ月以上となった職員で、基準日であります6月1日、12月1日に在職するものとしております。なお、期末手当の額は常勤の職員と同率の年2.6月分といたしまして、在職期間の長短によって支給割合を調整をします在職期間別割合についても常勤職員と同じ割合としております。

次に、第10条の報酬の支給方法と、第11条の勤務1時間当たりの報酬額の算出につきましては、 現在の日々雇用職員制度と同様の取り扱いでありますし、第12条の報酬からの控除については、常 勤職員に準じた規定としております。

次に、第13条の通勤に係る費用の弁償では、常勤職員の通勤手当相当額を費用弁償として支給する旨を規定しております。ただし勤務日数が常勤職員と異なる場合が多いことから支給額の算出については、常勤職員の1月当たりの支給額を基準に通勤回数を考慮して規則で定めるとしております。

また、第14条の出張に係る費用の弁償におきましても、旅費相当額を常勤職員と同様に計算しまして、費用弁償として支給する旨を規定しております。

次に、第15条の特定職員の報酬等の額では、第1号会計年度任用職員のうち、特殊または高度な技能や能力を有する場合や特異な勤務形態等であるため、この条例の規定による報酬等の額によりがたいものにつきましては、第1号会計年度任用職員との権衡を考慮して別に定めるものとしております。

第16条は委任規定でございます。

最後に附則についてでございますが、施行期日につきましては、本条例の制定の根拠となる法律 の施行日が令和2年4月1日であることから、同日を施行日としております。

また、令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間等の特例規定としまして、令和2年3月31日まで、改正前の法の規定に基づき任命されていた特別職の非常勤職員や、郡上市の日々雇用職員規則の規定により雇用されていた日々雇用職員等のうち、引き続き4月1日から第1号会計年度任用職員として勤務する職員にあっては、6月期の期末手当の対象期間に入っております令和元年12月2日から令和2年3月31日までの在職または在任期間につきましては、条例施行後に初めて支給される6月期の期末手当の算定における在職期間に通算するものといたしました。

以上でございます。

よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第25号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い第2号(フルタイム) 会計年度任用職員の給料及び手当に関する規定を整備するため、この条例を定めようとするもので ございます。

これもおめくりいただきますと、制定文がございますが、その後に資料を添付しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

資料の1ページ、2ページは先ほど説明をいたしました、第1号の条例と同様の内容でございますので、3ページから条を追って制定条例のポイントを御説明をいたします。

まず、第1条は趣旨規定でございますし、第2条では常勤職員に適用する給与条例の規定分に合わせ、第2号会計年度任用職員に支給する給料の定義と、宿舎、食事などによって職員が利益を受ける場合の給料との相殺についての規定を設けてございます。

次に、第3条では、第2号会計年度任用職員に支給する給料の額について規定をしております。 第1項では、第2号(フルタイム)の会計年度任用職員に適用する給料表については、常勤職員に 適用される行政職給料表と医療職給料表の2表及び3表の3種の給料表を適用するものとし、その 適用範囲については、別表第1に定める行政職給料表では、一般行政事務を行うもの、医療職給料 表の2表では、獣医師、薬剤師など、医療職給料表3表では、保健師、看護師などの職種に応じま して、1級または2級の全号級の範囲内において決定をするものとしております。

また、第2項ではそれらの給料表を適用するに当たっての職務の級、1級または2級の決定については、職務の難易度や責任の度合いに応じ、別表第2の級別基準職務表に定める級に決定するものとしており、定型的または補助的な業務を行うものは1級に、相当の知識または経験を必要とす

る業務を行うものは2級に位置づけをするなどの基本的な基準を定めております。第3項ではこの 級別基準職務表では判断できない職務が新たに発生した場合などには規則において職務の級を定め るとしております。

次に、第4条の任命権者の責務、それから第5条の職務の級及び号給の基準、第6条の給料の支給につきましては、常勤職員に適用される給与条例に準じた基本的な規定を設けております。

また、第7条の通勤手当、第8条の特殊勤務手当、第9条の給与の減額、第10条の時間外勤務手当、第11条の休日勤務手当、第12条の夜間勤務手当、第13条の勤務1時間当たりの給与額の算出、第14条の宿日直手当につきましては、常勤職員に適用される給与条例のそれぞれの該当する条の規定の例によるものとしております。

第15条の期末手当につきましても、その支給基準は概ね常勤職員と同様ではありますが、第1号会計年度任用職員と同じく任用期間が6カ月以上の職員を支給対象として、また期末手当の額も常勤職員と同率の年2.6月分で算出した額としております。

また、期末手当に係る第16条及び第17条の規定、また第18条の時間外勤務手当等の支給方法、それから第19条の給与の口座振替による支払い、第20条の給与からの控除なども給与条例の例によるものや、給与条例の規定に準じた規定分としております。

第21条については、委任規定となっております。

なお、附則につきましては、第1号の条例と同趣旨の規定としておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い会計年度任用職員に関する所要の改正を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改め文がございますが、その後の新旧対照表、それから別綴じになっております資料をあわせてごらんいただければと思います。

この資料につきましても、1ページ、2ページは、前の2条例と同様の内容ですので、3ページ をごらんいただきたいと思います。

この条例につきましては、会計年度任用職員にかかわる法改正に伴いまして、関係条例の整備を 図るため、10の条例を一括して改正するものでございます。 まず第1条は、郡上市職員の給与に関する条例の一部改正であります。一般職の非常勤職員の給与について、この条例に定めるもののほか、創設されました会計年度任用職員については、別に条例を定めたということで条文を整備するものでございます。

第2条は、郡上市職員等の旅費に関する条例の一部改正であります。第2号のフルタイム会計年 度任用職員には、旅費としての支給が可能でございますので、既存の旅費条例における支給対象に 第2号のフルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

第3条は、郡上市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。 企業職員は、常勤職員・非常勤職員ともに地方公営企業法の適用を受け、給与の種類及び基準のみ を条例で定める必要があるということで、非常勤職員である会計年度任用職員の給与の種類等を定 める規定を加えるものでございます。

第4条では、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。 法改正後の新制度におきまして、地方公務員法の規定に基づき任用することができる非常勤の特別 職員が限定的なものとなったため、非常勤の特別職職員に該当しなくなるものを削るものでござい ます。

第5条は、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。育児休業している職員 への勤勉手当の支給及び育児休業から職場復帰する際の給料の号給調整につきましては、会計年度 任用職員を適用除外とするものでございます。

第6条は、郡上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。地方公務 員法の改正による引用条項の項ずれの解消及び用語の整理を行うものであります。

第7条は、郡上市職員定数条例の一部改正であります。地方公務員法の改正による引用条項の条 ずれの解消及び職員定数の対象外とする非常勤の職員に会計年度任用職員を加えるものでございま す。

第8条は、郡上市職員の分限に関する条例の一部改正であります。職員が心身の故障により長期 の休養を要する場合の休職期間について、会計年度任用職員はその任期の範囲内とするというもの でございます。

第9条は、郡上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であります。職員が減給処分を受ける場合について、第1号のパートタイムの会計年度任用職員には、給料に相当する報酬が支払われるため、当該報酬を減額対象とするものでございます。

第10条は、郡上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。職員の給与その他勤務状況の公表対象から除く非常勤職員には、第2号(フルタイム)の会計年度任用職員は含まれないとするものでございます。施行期日につきましては、改正法に合わせ令和2年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第27号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、ケーブルテレビ事業特別会計を廃止するため、この条例を定めようと するものでございます。

2枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございますので、そちらをごらんいただきたいと 思います。

ケーブルテレビ事業につきましては、一般会計に統合させていただく方針として、これまで整備を進めてまいりました。平成30年度の本特別会計には、29年度事業の繰り越し分のみを計上しておりましたが、30年度決算をもちまして本会計の整理が完了をいたしましたので、このたび特別会計条例から削るものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分とします。

(午前10時51分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、全員お揃いでございますので、休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時03分)

- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第28号をお願いいたします。

郡上市税条例の一部を改正する条例について。

郡上市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を 定めようとするものでございます。

おめくりいただきますと、改正する条例の改め文が17ページ、9枚ございます。

それから、その後にですが、新旧対照表が43ページございます。少し量が多いということで、ちょっと資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、添付しております資料のほうをよ

ろしくお願いいたします。

それでは、改正の概要について御説明をさせていただきます。

まず、最初に今回の改正の一番のポイントでございますけども、軽自動車税が新たに創設された「環境性能割」と、それから現行の軽自動車税に相当する「種別割」の区分により、課税されることになったということでございます。

それと、資料の一番最後から2枚目をちょっと見ていただきたいと思います。別紙1というふうにしておると思うんですけども、よろしいでしょうか。

令和元年10月1日以後の軽自動車税についてということでございます。令和元年10月1日の消費税率10%の引き上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に、それぞれ「環境性能割」を創設するというもの。

それから、税率でございますが、燃費基準達成度に応じて当分の間、非課税、1%、2%、3%の4段階を基本としますが、軽自動車税の税率は当分の間、2%を上限とするというもの。新車・中古車を問わず対象。

それから、税率を決定する燃費基準達成度等については、技術開発の動向や地方財政の影響等を 踏まえ、2年ごとに見直しを行うというものでございますし、軽自動車税の「環境性能割」は当分 の間、都道府県が賦課徴収を行うというものでございます。

下から2つ目の表になりますが、この「環境性能割」の税率の、自家用車の場合の特例でございます。

電気自動車とか、平成32年燃費基準プラス10%達成車でございますが、基本税率は非課税でございますし、平成32年度燃費基準達成車は1%、平成27年燃費基準プラス10%達成車は2%、上記以外の車両は3%という基本税率でございますが、当分の間は、まず上記以外の車両3%というのは、軽自動車の税率につきましては当分の間、2%ということでございますし、その右側に特例期間税率というものがございます。

これは、10月1日から来年の9月30日まででございますけども、電気自動車平成32年燃費基準プラス10%達成車については同じく非課税でございますし、平成32年燃費基準達成車1%につきましても特例期間については非課税にするというものでございますし、あと平成27年度燃費基準プラス10%達成車と上記以外の車両ということになりますけども、32年燃費基準達成車以外の車になりますけども、こちらにつきましては、来年の9月30日までは1%とするというものでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、営業用の「環境性能割税率特例」ということでございますけども、基準税率は自家用車と同じでございますが、その下になりますけども、それぞれ非課税のものは非課税でございますし、1%のものは0.5%、2%を1%、3%を2%とするというものでございますので、よろしく

お願いいたします。

1枚おめくりいただきますと、これは今までの軽自動車税に当たる「種別割」の税率について表にしたものでございます。適用期間を令和2年度、令和3年度に限って、適用するというものが令和元年10月1日施行でございますし、さらに令和4年度、令和5年度についても適用するということで、令和3年4月1日施行のものでございます。

こちらにつきましては、6月議会でお認めいただきました、平成31年度限りとするものを延長させていただくものでございます。例えばでございますが、重課、初回車両番号指定から13年を経過したものでございますが、例えば乗用の自家用車の場合、基本税率は1万800円でございますが、それを1万2,900円とするものでございますし、軽課、軽くするということで、電気自動車・天然ガス自動車につきましては1万800円のものは2,700円になりますし、平成32年燃費基準プラス30%、また平成27年燃費基準プラス35%の車につきましては、1万800円がそれぞれ5,400円になる。

それから、32年燃費基準プラス10%、平成27燃費基準プラス15%につきましては8,100円、また 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受け、13年を経過していない車両につきましては 7,200円というものになるものでございます。こちらについては、内容的には変更はございません ので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページに戻っていただきまして、第1条による改正というところでございます。右側にあります「P」という表示しておりますが、それは新旧対照表のページ番号でございますし、括弧書きは令和元年10月1日としておるようなところにつきましては施行期日でございますので、またあわせて見ていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目の納税証明事項第18条の3でございますが、これは軽自動車税を「種別割」に変更するというものでございますし、その下、納期限後に納付または納入する税金、または納入金に係る延滞金につきましては、創設された「環境性能割」について追加するものでございます。

その下、3番の法人税割の税率でございますが、これは地方法人税、ま、国税でございますが、 こちらのほうの税率を引き上げて地方交付税の原資とする改正に伴いまして、法人税割の市民税の ほうでございますけども、こちらの税率を引き下げるという改正でございます。今まで、100分の 9.7であったものを100分の6.0にするものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、市民税の申告、4番の市民税の申告でございますが、こちらについては市民税の申告書を提出する場合の記載事項について、追加変更があったというものでございますし、その下、5番目の、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書でございます。

これは、子どもの貧困に対応するということで、前年の合計所得が135万円以下の単身児童扶養者を非課税とするために、扶養親族等申告書の記載事項にその旨を追加する改正等でございますし、公的年金受給者の、その下になりますけども、扶養親族等の申告につきましては、引用条文の変更

であったり、そういったものが主なものでございますので、よろしくお願いいたします。

7番目の市民税に係る不申告に関する科料でございますが、これは参照する項番号の変更である とか訂正でございますので、よろしくお願いいたします。

3ページの8番、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続でございますが、こちらにつきましては以前の改正で一部削除漏れがあったために、今回削除させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

9番の、非課税対象法人等が固定資産を無料で借り受けて事業の用に供する場合の書類の提出で ございます。こちらにつきましては、固定資産税を非課税対象とする団体に独立行政法人労働者健 康安全機構を追加するものでございます。

それから、10番の軽自動車の納税義務者等から、すみません、6ページの一番下になりますが、26番というところでございます。原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付というところまでは、最初に御説明をさせていただきました、軽自動車税の改正に伴うものでございます。それぞれ条文の改正であったり、字句訂正、条ずれ、条文の追加、引用条文の改正等でございますので、また見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

7ページになりますが、27番たばこ税の課税標準ということでございます。

こちらにつきましては、加熱式たばこを課税する場合に紙巻たばこに相当する本数換算をするということで、こちらの本数換算を令和4年度までに段階的に改正することになっております。中段に表が載っておると思いますが、その経過措置として令和元年10月1日、第2段階として、その0.6、0.4の数字を使っていくというものでございます。令和4年10月1日、第5段階が終了した時点では、紙巻たばこの約7割から8割の税率にするということに今のところなっておりますので、よろしくお願いいたします。

28番の特定一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第6条から8ページ、次のページの一番下、35番の特別土地保有税の課税の特例まででございますことは、こちらにつきましては条文中にある元号、平成を令和に改めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

9ページの一番上の36番、軽自動車税の「環境性能割」の非課税、附則第15条の2からでございますけども、これから次のページ、10ページの下から2つ目の43、軽自動車税の「種別割」の賦課 徴収の特例まででございますけども、こちらのほうも軽自動車税の改正に伴うものでございます。

特に、一番上の40番とこを少し見ていただきたいんですけども、軽自動車税の「環境性能割」に 係る徴収取扱費の交付ということで、こちらのほうでございますが「環境性能割」は当分の間、都 道府県が賦課徴収を行うということになっております。その市に払い込まれた金額に100分の5を 乗じた金額を徴収取扱費として、岐阜県に交付するという旨を規定する条文でございますので、よ ろしくお願いいたします。

10ページの一番下、44、優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例、また45、個人の市民税の税率の特例につきましては、元号を、平成を令和へ改めるものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、個人の市民税の非課税の範囲、第24条でございます。

個人市民税の非課税の対象者の中に、単身児童扶養者を追加するものでございますし、2番目の 軽自動車税の「種別割」の税率の特例、また同じくその下、賦課徴収の特例、こういったものが先 ほどの軽自動車税のことでございますし、3条による改正の、郡上市税条例等の一部を改正する条 例の一部改正というところにつきましても、軽自動車税の一部改正に伴うものでございますので、 よろしくお願いいたします。

それから、12ページを見ていただきまして、第4条による改正でございます。

たばこ税に関する経過措置ということで、「紙巻たばこ三級品」に係る税率が改正されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございますし、一番下になりますけども、第5条による改正、「手持品課税」に係る市たばこ税に関する経過措置ということでございますが、こちらつきましては、今のこの資料の一番最終ページを見ていただきたいと思います。別紙2というところでございます。よろしいでしょうか。

市たばこ税の改正概要ということで、「紙巻たばこ三級品」に係る税率の改正ということでございます。たばこ税の改正に伴いまして、「紙巻たばこ三級品」の特例税率が廃止されて、税率が引き上げられるというものでございます。

旧三級品ということで、「わかば」であるとか、「エコー」であるとか、「しんせい」、「ゴールデンバット」等の類のものでございます。こちらにつきましては、激変緩和の観点から、経過措置が講じられてきたわけでございますが、令和元年10月1日以降は通常の紙巻たばこと同等と同額となるというものでございますし、その中段でございますけども、「手持品課税」でございますが、たばこ販売業者が店舗、倉庫等に5,000本以上の「紙巻たばこ三級品」を所持してる場合は、引き上げ分に相当するたばこ税が課税されるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

13ページに戻っていただきまして、郡上市税条例の一部を改正する条例の一部改正というところで、法人市民税、こちらにつきましては、法人市民税の電子申告が災害等の事情でできない場合に、手続等の規定を整備したものでございますので、よろしくお願いいたします。

税条例の改正につきましての概要は以上でございますので、よろしくお願いをいたします。 続きまして、議案第29号でございます。郡上市印鑑条例の一部を改正する条例について。 郡上市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、 郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、住民基本台帳法施行令等の一部が改正されたことによる、「印鑑登録 証明事務処理要領」の一部改正に伴いまして、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとす るものでございます。

1枚おめくりいただきますと、改正する条文の改め文がございますし、もう一ページめくっていただきまして、3ページの右側になりますけども、中段に附則がございます。

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年11月5日から施行するというふうになっております。この条例中の第1条と第2条におきましては、同じ条の改正がほとんどとなっております。

第1条では、外国住民の方の取り扱い規定でございますし、第2条は旧姓併記の取り扱いという ことで、1ページ以降の新旧対照表の第2条関係につきましては、改正前が第1条関係の改正後と なっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと新旧対照表を見ていただきたいと思います。1ページになります。

1条関係でございますが、こちらは外国人住民の印鑑登録等の取り扱いをより明確に定めるものといったものでございます。中段の第5条、登録をすることができない印鑑というところがございますが、こちらにつきましては外国人住民の方の住民票には、氏名のほかに通称を記入する欄があります。この通称というところの言葉を追加するものでございますし、その下、2項でございますが、同じく非漢字圏の外国人住民に関しては、備考欄に氏名のカタカナ表記があるということで、カタカナ表記でも登録できるということを追加するものでございます。

2ページになりますけども、印鑑登録原票につきましても、同じように外国住民に係る住民票に 通称が記載されている場合にあっては、氏名及び通称というところを追加するものでございますし、 印鑑登録証明書につきましては、外国人住民については通称が記載されている場合には、氏名及び 通称が署名欄に記入するというものでございますし、非漢字圏の外国住民に対しましては、カタカ ナ表記の証明書に記入すると、証明すると、記載するというものでございます。

それから、3ページの13条でございますが、印鑑登録の抹消ということで、これは住民でなくなった場合は抹消するというものでございます。

4ページになります。第2条関係でございますが、こちらにつきましては、11月5日から住民票に旧姓を記載することができるようになることから、旧姓での印鑑登録や、旧姓併記の印鑑証明書の交付を可能とする規定を加えるものということでございます。

第5条の記載をすることができない印鑑というところに、旧氏が入ってきますので、よろしくお願いをいたします。これは、できない印鑑というとこで、旧氏または通称の一部を組み合わせたものができないということでございますので、旧氏では印鑑登録ができるということでございますの

で、よろしくお願いいたします。

同じように、5ページの第6条、印鑑登録原票でございますけども、印鑑登録原票に登録できる 事項に氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該氏ということで、こういった部分が加 わってくるというものでございます。

あと、6ページ第10条でございますが、印鑑登録の証明書でございます。

こちらにつきましては、証明書に記載する事項につきまして旧氏の記載されている場合には、旧 氏名及び旧氏のほうを記載するというものでございますし、印鑑登録の抹消につきまして、13条で ございますが、氏に変更があった場合にあっては住民票に記載されている旧氏を含むということで、 旧姓併記に関するものでございますので、よろしくお願いいたします。

きょう、ちょっと資料を1枚お配りしておりますが、すみません。郡上市印鑑条例の一部を改正 する条例の概要という、1枚物を配っております。

第1条関係の外国人住民に関するものというところで、外国人住民の住民票に通称を記載されている場合、また非漢字圏の外国人住民で、住民票の備考欄にカタカナ表記がされている場合の規定を加えるということでございます。外国人の方の住民票は、ちょっと、こういった形で通称であるとか一番下の備考欄に、カタカナで名前が入るということでございます。

裏面を見ていただきますと、外国人の印鑑登録のイメージでございますけども、氏名でもできますし、通称名でもできます。また、漢字圏の、そうですね、あと、カタカナですね。非漢字圏のところにつきましてはカタカナ表記もできるというような形で、イメージをこういうふうに書かさしていただいておりますし、また第2条の旧姓併記に係る部分でございますけども、こういった形で、旧姓を登録された方につきましては、印鑑登録に括弧書きで旧姓が入ったりすると、入って、印鑑としては、旧姓のままの印鑑登録ができるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(兼山悌孝君) 消防長 桑原正明君。
- **〇消防長(桑原正明君)** では、議案第30号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、地方公務員法の一部 が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するためこの条例を定めようとするということで、新 旧対照表のほうをごらんいただきたいんですけど。

改正内容としましては、成年後見人等についてその人権が尊重され、不当に差別されることのな

いように一律に制限する規定、欠格事項の適正化などを図るものです。

第4条に定める、消防団員となることができない規定から、第1号の成年被後見人または被保佐 人を削除するものです。この改正により、成年被後見人等について一律に制限するのではなく、面 談等により個別に入団の可否が判断できるようになります。

また、旧第3号、新では第2号の改正は、字句の改正でありまして、内容が変わるものではありません。

第5条の改正は、第4条の改正による号ずれを改めるものであります。改め文の一番下になりますけども、附則としまして、規制期日につきましては関係法令の整備に関する法律の公布の日、令和元年6月14日から起算して6月を経過した日とすることから、令和元年12月14日から施行するものですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

郡上市長 日置敏明。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 農林水産部長 五味川康浩君。
- 〇農林水産部長(五味川康浩君) 議案第31号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。 郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、

提案理由としましては、消費税率等の引き上げに伴い畜産関係の手数料を改めるため、この条例 を定めようとするものです。

1枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例の中で、次のように改正するということで、 別表第2を次のように丸ごと改正するものです。一応、手数料条例は、第1表で一般的な手数料が 定められておりますが、畜産関係については特殊ということで、第2表で定めておりますので、今 回、第2表を、いわゆる消費税を反映した金額での形で丸ごと改めるものになります。

1枚おめくりいただいて、附則としては、なお、こちらにつきましては消費税の一部を改正する 等の法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行ということですので、予定されてお ります消費税が10月1日から上がれば、その期日からということになります。

続いて、新旧対照表で具体的な中身に入りますが、旧のところで、例えば人工授精料が4,100円から4,200円、受精卵移殖の農家の所有している受精卵を活用した場合は6,200円から6,300円、保管料につきましては現行のままと。

市の所有する受精卵移殖につきましては、これは成功報酬という形で高性能の受精卵を移殖し、 受胎した場合につきましては現行の5 π 2,000円から π 5 π 3,000円、その他の卵を使用した場合につきましては π 5 π 600円に消費税を転嫁するものです。

なお、その下の受精卵移殖1回につき6,200円というのは、これは雌雄卵の受精卵移殖をこれまで表示をしておりましたが、現行的には成功報酬にもう既に切りかわっとることから、いわゆる削

除漏れということで、今回、削除をさせていただきます。

また、去勢につきましては、それぞれ無血、簡易観血は現行どおりですが、おめくりいただいた、 観血につきましては現行の5,600円から5,700円に引き上げさせていただくもの、また除角につきま しては3,100円から3,200円に引き上げさせていただくものです。

本日、資料ということで、今のことを総括的に入れました1枚の資料をつけておりますが、それぞれ行う中身については内容として人工授精の中身であったり、また去勢については無血、簡易観血、観血のように、その業務の中身の差別化、除角につきましても安全対策的な角の切除ということで、業務の内容を入れさせていただいておりますし、また現行料金につきましては平成26年度に消費税が5%から8%に上がる際、既に改正をして転嫁をしておりますので、前回と同様、料金の改定につきましては現行料金を108で割って、基礎額に110を掛けて計算した金額に10円台で四捨五入を行って、端数を100円単位とさせていただいたものとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いします。

- **〇議長(兼山悌孝君)** 健康福祉部長 和田美江子君。
- **〇健康福祉部長(和田美江子君)** 議案第32号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。 令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備 するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正につきましては、3点ございまして、1つは、災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で定めることが可能になったこと、2つ目には、償還方法について年賦償還や半年賦償還に加え、 月賦償還も可能になったこと、3つ目には、保証人を附すかどうかについて市町村の判断で定められるようになったこと、これらに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

改め文の次の新旧対照表をごらんください。

主な改正内容は、第14条第1項に災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができるを加えます。利用者の返済負担を軽減するため、第2項には災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とします。据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き現行の3%から年3%以内で、規則で定める定率とするものでございます。

新旧対照表の次にあります、添付資料をごらんください。資料の2の2つ目の丸をごらんください。

貸付利率については、低い利率での貸し付けや被災者のニーズに応じるなど配慮しまして、東日本大震災時の特例や福祉制度における貸付利率を考慮しまして、市の規則におきまして年1.5%としております。

新旧対照表に戻っていただきまして、第3項では、第1項の保証人は災害援護資金の貸し付けを 受けた者と連帯して債務を負担するものとしまして、その保証債務は違約金を包含するものとして おります。

また、利用者の災害援護資金の円滑な償還と確実な債権の回収のため、償還方法を利用者が選択できるよう、現行の第15条第1項中の年賦償還または半年賦償還に月賦償還を加え、同条第3項中、保証人を削り、第12条を第11条に改めるものでございます。

以上、この条例は公布日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案の第33号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。 令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、 この条例を定めようとするものでございます。

まず、新旧対照表の次に添付しました、資料をごらんください。

改正につきまして、消費税率の引き上げによる財源を活用しまして、子育てを行う家庭の経済的 負担の軽減を図るという少子化対策の一環としまして、幼児教育・保育の無償化の観点から、この 条例は公立保育園の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

資料中段の参考の部分をごらんください。子ども・子育て支援法の改正内容について説明いたします。

まず、法の第27条第3項第2号の用語が、支給認定保護者から教育・保育給付認定保護者と改めるものでございます。

議案書の新旧対照表をごらんください。

法の改正に伴いまして、条例の第3条第1項中で引用します、支給認定保護者の文言を教育・保 育給付認定保護者に改めるものでございます。

以上、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

それでは、議案の第34号の説明に入る前に、少し御説明をいたします。

10月から始まります、幼児教育・保育の無償化にかかわる内閣府令に誤りが80カ所ほどあったということにつきましては、少子化対策担当相から6日の日に記者発表がされたところでございます。

さきに報告されました、40カ所の誤りについては本日の議案書に反映されていますが、さらに40 カ所の誤りについては9月中に詳しく報告があります。その後からの40カ所の誤りにつきましては、 市町村の条例改正に影響のないものでございますので、本日議案の第34号の報告はさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第34号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由としましては、子ども・子育て支援法の一部が改正されることによる、特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、 この条例を定めようとするものでございます。

議案書の新旧対照表の、次の添付の資料をごらんください。

改正理由につきましては、消費税率の引き上げによる財源を活用しまして、子育てを行う家庭の 経済的負担の軽減を図ります少子化対策の一環として、幼児教育・保育の無償化の観点から、子ど も・子育て支援法が一部改正されました。関連して、運営に関する基準の一部を改正する内閣府令 が公布されたことに伴い、所要の規定を整備するものでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づきまして、規定に基づきまして、特定教育・保育施設 の運営に関する基準及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めた条例であります。

主な改正点は、3つあります。

1つは、支給認定を教育・保育給付認定に改めるなど、用語の整理でございます。

2つ目には、利用者負担及び食事の提供に要する費用の取り扱いの変更であります。

3つ目には、特定地域型保育事業者の連携施設の確保義務の緩和でございます。

添付資料の1ページの中段にあります改正内容をごらんください。

1つ目は、法令から引用する用語の整理でありますが、第2条で支給認定の文言を教育・保育給付認定に改めるほか、関係する用語を新たに追加するもので、資料の枠内に示しますように複数箇所の条文に変更を加えるものでございます。

2つ目の説明に入る前に、保育の無償化について少し御説明をいたします。

資料2ページの下の図をごらんください。

これは、3歳から5歳にかかわる幼児教育・保育の無償化をするもので、10月からの無償化は、 幼稚園である1号認定、保育園の2号認定の子どもが対象であります。保育料にかかわる部分につ いてのみ無償化されます。

なお、2号認定では、これまでの保育料の中に含まれていた副食費について無償化の対象外であることから、これまでどおり保護者の自費負担となります。幼稚園は、副食・主食ともに自費負担であることは今までどおり変わりありません。ただし、副食については、年収360万円未満相当の

世帯及び保育園では在園中のカウントで、第3子以降は免除となります。

また、幼稚園の第3子カウントについては小学校3年生までとなっております。

また、保育園の満3歳未満児であります3号認定の子どもについては、住民税非課税世帯を除き 無償化の対象外とされていることから、これまでどおりの保育料の支払いになります。

2つ目の説明に入ります。

資料2ページの②をごらんください。

13条関係で、利用者負担及び食事の提供に要する費用の取り扱いの変更になります。

13条第1項では、「幼稚園及び保育園は、利用した保護者から保育料を受け取ることができる。」と規定しておりましたが、3歳児から5歳児を対象とした保育料を無償化とし、今後は、保育料を負担する満3歳未満の子どもの保護者に限定するための改正を行うものでございます。

第13条第1項及び第2項に規定されております、特別利用保育及び特別利用教育については、 3歳児から5歳児を対象とした保育料無償化に伴い、関係規定を削除するものでございます。郡上 市においては該当する利用者はございません。

第13条第4項第3号では、これまで保護者から受け取ることのできる食事に関する費用について、 幼稚園では主食費及び副食費を、保育園では主食費のみに限定していましたが、今後は、保育園も 副食費を含めて保護者から受け取ることができるように改正を行うものでございます。

繰り返しになりますが、ただし年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子に対しては、副 食費を免除すること、また、引き続き主食費・副食費が含まれる保育料を負担する満3歳児未満に 対しては、給食費としての負担を除外することを規定しております。

3つ目は、第42条及び附則の関係におきまして、特定地域型保育事業者の連携施設の認可基準で 定める連携要件の緩和であります。

小規模保育事業を行う場合は、その事業者は認定子ども園、幼稚園、または保育園を連携施設と して確保しなければなりません。が、一定の基準を満たせば、認定子ども園や幼稚園や保育園でな くとも、連携施設としてみなすことができる規定を改正するものでございます。

なお、郡上市においては現時点で該当施設はございません。

その他、改正の概要につきましては資料3ページから、③から示すとおりでございます。

以上、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

- 〇議長 (兼山悌孝君) 教育次長 佃良之君。
- ○教育次長(佃 良之君) 議案第35号 郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、議案第33号、34号と同様に、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、 所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正点は、本年10月からの保育料の無償化に伴い、市立——「いち」立ですけれども、市立幼稚園の保育料に係る規定を改めるものでございます。

保育料の無償化につきましては、健康福祉部からも今、提案説明がありましたが、幼稚園、認定子ども園を利用する3歳から5歳児クラスの子どもについても、保育料が無償となります。幼稚園や認定子ども園の場合、国の基準では月額2万7,500円が無償化の上限とされておりますけれども、郡上市の場合は保育料を国の基準より低く設定しており、最高でも月額7,000円であることから、全ての幼稚園児について無償となるものでございます。

新旧対照表の次に関連資料を添付しておりますので、御参考までに説明させていただきたいと思います。

私のほうからは、保育料が無償化されることの補填策について、幼稚園を例に御説明させていただきたいと思います。

ごらんのように、公立保育園の場合は本年度10月から来年の3月までの分は、独自の利用者負担 軽減分も合わせまして国からの子ども・子育て臨時交付金により、また令和2年度以降は、消費税 率の引き上げに伴う地方消費税交付金で賄われることになります。

なお、食材料費やバス代などはこれまでどおり保護者負担となりますが、先ほどの説明のように、 保育園と同様、年収360万円以下の世帯の場合や第3子以降については、副食費が無償となります。

私立幼稚園の場合は、国と県による施設型給付負担金の増額や子ども・子育て臨時交付金、また 地方消費税交付金を財源とする市負担で賄われることになります。これらの制度の仕組みにつきま しては、基本的には保育園も同様となります。

それでは、新旧対照のほうをごらんいただきたいと思います。

第5条でございますが、幼稚園の保育料は対象者全てについて無償となりますので、第5条そのものを幼稚園の保育料は無償とするという内容のみにするものとし、改正前の第1項の保育料を徴収する旨の規定、それから第2項の保育料の額を規則で定める旨の規定を廃止するものでございます。

また、第6条でございますが、改正前の第6条は保育料の減免等の規定であり、無償化に伴い、 常時対応を削除するものでございます。

これらに伴いまして、改正前の第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げ、第9条までの構成と するものでございます。

改め文に戻っていただきまして、附則でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正の施行 日に合わせまして、令和元年10月1日を改正条例の施行日とするものでございます。 以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(**兼山悌孝君**) 以上で、説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第36号について(提案説明・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程第18、議案第36号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

〇農林水産部長(五味川康浩君) 議案第36号 中濃地域農業共済事務組合の解散に関する協議について。

地方自治法第288条の規定により、中濃地域農業共済事務組合を解散することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、令和2年4月1日に県下全域を対象とした岐阜県農業共済組合を設立するため、令和2年、その前の3月31日をもって、中濃地域農業共済事務組合を解散するということにつきまして、関係地方団体と協議をするため、事前に議会の同意を求めるものであります。

1枚おめくりいただきまして、関係地方団体が協議していく内容をつけております。

内容としましては、解散の期日を令和2年3月31日をもって解散をすると。

解散の理由としましては、農業共済事業のより一層の効率化、合理化を図るため、令和2年4月 1日に県下全域を対象とした岐阜県農業共済組合を設立するため、中濃地域農業共済事務組合を解 散すると。

また、事業の譲渡としまして、解散に伴い、中濃地域農業共済事務組合農業共済条例に基づき行っている、残存する共済事業の全部を岐阜県農業共済組合に譲渡するというものになります。

こちらにつきましては、昨年から、全国一律的に1県下1組合に移行するという中で岐阜県も同様のことを進めておりますが、その中によって、必要な手続の一つということで、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第36号については、会議規則第37号条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第36号については、原案を可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号については原案を可とすることに 決定いたしました。

◎議案第37号について(提案説明・採決)

O議長(兼山悌孝君) 日程19、議案第37号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議に ついてを議題といたします。

説明を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長(五味川康浩君) 議案第37号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更に関する協議 について。

地方自治法第286条第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合規約を変更することについて、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出。郡上市長、日置敏明。

提案理由といたしましては、中濃地域農業共済が解散した場合の事務の継承団体を規約に明記することについて関係地方公共団体と協議するものということで、1枚おめくりをいただきまして、 具体的には先ほど御承認をいただきました、中濃農業共済につきましては、3月31日をもって解散を進めていきますが、4月1日以降、いわゆる残務整理が必要となってまいります。このため、中濃農業共済事務組合の規約を一部改正、いわゆる条項として追加をして、その事務を承継させて円滑に進めるというものです。

中身的には、第14条の次に、次の1条を加える。解散した場合の事務の承継ということで、第15条「組合が解散した場合においては、関市が事務を承継する。」というもので、附則は、「この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行をする。」と。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表で、15条に、いわゆる組合が解散した場合においては、 関市が事務を継承するということで明記をして、明確に関市のほうで円滑な事務処理を進めていた だくというものになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第37号について、原案を可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、原案を可とすること に決定いたしました。

◎議案第38号について(提案説明・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程20、議案第38号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

説明を求めます。

農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長(五味川康浩君) 議案第38号 中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に 関する協議について。

地方自治法第289条の規定により、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分すること について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議 決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴い、同組合の財産を全て岐阜 県農業共済組合へ帰属させることについて、関係地方団体と協議をするため、事前に議会の同意を 求めるものです。

おめくりいただきまして、別紙として、関係地方団体が協議する内容の協議書ですが、いわゆる 地方自治法第289条の規定により、中濃地域農業共済事務組合の解散に伴う財産については次のと おり定める。

解散に伴い、同組合の財産を全て岐阜県農業共済へ帰属させるものという中身の中で、地方公共 団体が協議を行っていきたいと。

おめくりいただいた、中濃農業共済事務組合の財産の帰属先、財産の一覧表がつけておりますが、 主に、これは関市の本所での土地建物ということで、郡上地域の郡上支所につきましては、いわゆ るレンタル、借地というような状況ですので、この一覧の中には含まれないということになります。 全て、このものを統合された岐阜県農業共済のほうへ財産を譲渡するという形で、協議を進めさせ ていただければと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいいたします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号については委員会付託を省略する ことに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第38号について、原案を可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号については、原案を可とすること に決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

(午後 0時00分)

○議長(兼山悌孝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◎議案第39号から議案第61号について(提案説明・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程21、議案第39号 平成30年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について から、日程43、議案第61号 平成30年度郡上市病院事業会計決算認定についてまでの23議案を一括 議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第39号から議案第61号まで今回決算認定に付する全23会計の議案の表題部分につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第39号 平成30年度郡上市一般会計歳入歳出決算認定について。

議案第40号 平成30年度郡上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第41号 平成30年度郡上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第42号 平成30年度郡上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第43号 平成30年度郡上市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第44号 平成30年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第45号 平成30年度郡上市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第46号 平成30年度郡上市宅地開発特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第47号 平成30年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第48号 平成30年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第49号 平成30年度郡上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第50号 平成30年度郡上市小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第51号 平成30年度郡上市工業団地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第52号 平成30年度郡上市大和財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第53号 平成30年度郡上市白鳥財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第54号 平成30年度郡上市牛道財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第55号 平成30年度郡上市石徹白財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第56号 平成30年度郡上市高鷲財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第57号 平成30年度郡上市下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第58号 平成30年度郡上市明宝財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第59号 平成30年度郡上市和良財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議案第60号 平成30年度郡上市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

議案第61号 平成30年度郡上市民病院事業会計決算認定について。

上記について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経て、議会の認定に付するものでございます。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、平成30年度決算総括表というものをお配りさせていただいております。A3の縦長のものでございますが、そちらのほうを見ていただきたいと思います。全23会計につきましての予算現額、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差し引きを一覧にした表でございます。それでは、各会計ごとに歳入決算額、歳出決算額を読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

一般会計、歳入決算額296億2,991万8,407円、歳出決算額282億7,069万4,521円。

国民健康保険特別会計、50億1,482万2,567円、47億1,063万9,798円。国保特別会計の直営診療施 設勘定の部分でございます。4億7,709万9,709円、4億5,403万3,765円。

下水道事業特別会計、23億9,495万6,694円、23億6,931万291円。

介護保険特別会計、44億4,700万8,537円、43億4,515万2,729円。

介護サービス事業特別会計でございます。7億1,674万7,695円、6億8,825万1,637円。

ケーブルテレビ事業特別会計、5,378万4,000円、5,378万4,000円。

駐車場事業特別会計、784万3,389円、282万6,939円。

宅地開発特別会計、31万2,030円、31万1,049円です。

青少年育英奨学資金貸付特別会計、2,880万7,851円、2,338万1,568円。

鉄道経営対策事業基金特別会計、130万3,956円、130万3,956円。

後期高齢者医療特別会計、5億9,168万1,465円、5億8,445万2,289円。

小水力発電事業特別会計でございます。2,901万3,590円、2,901万3,590円。

工業団地事業特別会計、4億5,189万8,000円、4億5,140万1,056円。

大和財産区特別会計、2,538万3,393円、1,029万5,082円。

白鳥財産区特別会計、957万8,923円、771万2,883円。

牛道財産区特別会計、953万9,356円、146万1,579円。

石徹白財産区特別会計、3,095万8,538円、2,389万641円。

高鷲財産区特別会計、4,178万3,844円、2,739万9,864円。

下川財産区特別会計、524万2,553円、136万1,699円。

明宝財産区特別会計、3,968万3,564円、2,734万4,058円。

和良財産区特別会計、1,384万6,609円、550万9,725円。

一般会計と特別会計合わせまして、歳入の合計でございますが、440億2,121万4,670円、歳出の合計が420億8,953万2,719円でございます。

続きまして、水道事業会計でございます。収益的収入のほうでございますが、12億4,942万5,020 円、それから、歳出のほうでございますが、12億96万8,556円、資本的収支のほうでございますが、 歳入決算額4億2,425万7,917円、歳出でございますが、8億5,203万4,557円。

病院事業会計、収益的収支のほうですが、40億2,999万1,257円、歳出のほうですが、42億1,695万2,691円、資本的収支でございます。歳入決算が3億9,545万8,000円、歳出決算額6億8,998万7,808円でございます。

総括表に続きまして、歳入の決算額と歳出の決算額を申し上げさせていただきました。

このほかに、決算を御審議いただく資料といたしましては、監査委員御提出の決算審査意見書と ともに、細かく資料を提出させていただいております。

まず、決算書といたしましては、冊子になりました一般会計歳入歳出決算書、それから特別会計 歳入歳出決算書、それから郡上市水道事業会計決算書、それから郡上市病院事業会計決算報告書と 提出させていただいております。

それから、さらに資料といたしまして、主要施策の成果及び予算執行実績報告書の概況というものでございますし、同じく、主な事業報告、それから決算資料、それから参考資料、それから病院事業会計決算附属資料、それから病院事業会計決算附属資料2ということで6部ございますが、提出させていただいておりますので、それぞれ御確認いただきながら御審議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) ただいま説明のありました議案につきましては、監査委員による審査が実施されております。

ここで、代表監査委員から審査報告をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 代表監査委員 大坪博之君。

〇郡上市代表監査委員(大坪博之君) それでは、平成30年度決算審査報告をさせていただきます。

平成30年度決算の審査の結果につきましては、平成30年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、平成30年度郡上市公営企業会計決算審査意見書のとおりとなっておりますが、概要のみを今から御報告させていただきます。

審査に当たりましては、地方自治法の理念を踏まえ、7月2日から8月8日において、決算調書及び資料による書類審査を15日間、また別途、現地審査を2日間の合計17日間にわたり、田中康久監査委員と2人で実施いたしました。

財政状況の厳しい中で、昨年と同様、実質公債費率が12.7%となりましたことは、簡易水道事業の水道事業への統合の影響もありますが、市債の新規発行額を厳格に抑えつつ、各部署においては節約に努められた結果があらわれていると認識いたしました。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、提出いたしております平成30年度郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページから2ページのとおりとなっておりますので、お目通しください。

市長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書・基金に関する調書、それらに附属する調書を中心に、例月出納検査及び定期監査などの結果を踏まえつつ、関係諸帳票や証拠書類などにつきましても、公正不偏の態度で審査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、関係法令あるいは議会の議決の趣旨に沿って、いずれも適正に 執行され、かつ正確に整理されていると認めました。

それでは、一般会計、特別会計から順次御報告を申し上げます。

郡上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査の総括意見といたしましては、次のとおりであります。

38ページをごらんください。

それでは、御説明申し上げます。

平成30年度の財政状況は、暖冬で降雪が少なかったことによる除雪対策費や社会教育、体育施設の工事請負費の減などにより、支出済み総額は前年度より42億8,266万円の減額となっております。

一般会計歳入総額296億2,992万円と特別会計歳入総額143億9,129万円の合計440億2,121万円から、一般会計歳出総額282億7,069万円と特別会計歳出総額138億1,884万円の合計420億8,953万円を差し引いた形式収支は19億3,168万円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源5億8,948万円を控除した実質収支は13億4,220万円の黒字であるが、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4億7,454万円のマイナスとなっております。

平成30年度一般会計の地方債発行額については、前年度と比べ12億1,570万円の減となる33億1,480万円となっており、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く通常債新規発行額は23億1,950万円と、前年度に比べ14億980万円の減となっている。また、40億2,683万円を元金償還しており、平成30年度末の地方債残高は、ケーブルテレビ事業の地方債残高を平成30年度中に特別会計から一般会計へ会計間移動したが、前年度より7億1,203万円減少し、332億2,955万円となった。

普通会計の経常収支比率は80%を超えないことが望ましいが、前年比1.3ポイント上昇し、89.0%となり、実質公債費率は、前年度と同じ12.7%となっている。

また、将来負担比率は2.1ポイント上昇し、69.5%となっている。

基金の残高としては、財政調整基金は22億9,329万円で、前年度と比べ9億387万円の減となっており、減債基金は3,892万円で、前年度と比べ7万円の増となっている。基金全体の残高合計は87億865万円となり、前年度より10億6,309万円の減となっている。

市税は、前年度より5,779万円減となっているが、これは家屋に対する3年に一度の評価がえに

より、固定資産税が減となったことが影響しているものと考えられる。

市の債権の収納状況については、徴収嘱託員が臨戸訪問し、現年度分を中心とした徴収をするなど、きめ細やかな徴収体制が確立されており、現年滞納分は減っております。

国民健康保険税は一般被保険者と退職被保険者分を合わせ、収納率は前年度の79.28%から78.76%へと0.52ポイント減少し、過年度分と合わせると2億6,420万円と大きな滞納額となっている。

また、学校給食費や住宅使用料の過年度分などの滞納額が増加している。

それぞれの担当職員は粘り強く業務を遂行され、収納率向上に努められているが、現在の所管部署の範囲を超えて、滞納者の税や使用料などが把握できるよう一元管理をする、滞納を取り扱う専門の部署を検討していただきたい。

一元管理をすることにより、滞納の徴収事務を行う職員の事務の削減につながり、事務の効率が よくなることから、他の仕事に特化できると思われる。

また、高額の滞納者には、弁護士や司法書士等専門家に徴収事務を依頼することも検討をされたい。

市の公共施設においては、公共施設の機能と所管部署の業務内容が異なっている施設がある一方で、今後、公共施設の老朽化による維持管理コストの増加が予測されるため、投資効果が最大限に発揮できるような体制や、公共施設の計画的な維持管理ができるような体制を検討していただきたい。

人口減少が進む中、合併後15年が経過し、財政上の特例措置が終了したため、今後、財源の大幅 な拡充が望めない中、また、限られた職員数の中で、限られた財源を有効に活用していくために、 事業の優先順位づけが必要となってくる。

引き続き、予算編成のあり方、仕組みについて、研究、検討していただきたい。

以上で、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見とする。

それぞれに改善検討され、今後とも、市民が安全で安心して暮らせる本市となるよう御尽力いた だきたい。

以上で、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査の意見といたします。

続きまして、公営企業会計の病院事業会計と水道事業会計につきまして、御報告申し上げます。

審査の着眼点、方法及び審査の結果につきましては、平成30年度郡上市公営企業会計決算審査意 見書の1ページに記載されておりますので、お目通しください。

経営の基本原則に沿って運営されているか否かを念頭に置きつつ、慎重に審査いたしました。その結果、計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていることを確認いたしました。

なお、両会計について若干個別の御説明を申し上げたいと思います。

まず、病院事業につきまして、審査意見を申し上げます。

14ページをごらんください。

両病院とも前年度に引き続いての赤字決算となり、大変厳しい状況となっている。

業務の実績については、入院患者数では、郡上市民病院は増加しているが、国保白鳥病院は減少している。外来患者数では、両病院とも減少している。

郡上市民病院の年間病床利用率は87.3%で、前年比3.8ポイントの増となっている。国保白鳥病院の病床利用率は前年比5.6ポイント減の62%と減少しており、両病院とも今後の動向が気にかかるところであります。

設備の充実については、郡上市民病院は血管撮影装置及び関連機器等の購入等で、1億6,857万210円の医療機器等の整備が行われた。耐用年数を超えた医療機器の更新のほか、医療の充実を目指し、医療機器の新規導入を行ったことが主な理由であるが、より高度な医療を進めていくためには、最新の技術を駆使した医療器具の導入は必要な措置と理解をする。

国保白鳥病院は、乳房用X線撮影装置の更新等で5,902万9,560円の医療機器等を整備したが、資金繰りの悪化により予定した機器の整備がなされていない。

財務比率を見ると、経常収支比率については、郡上市民病院が95.14%と前年度に比べ1.61ポイント増加し、国保白鳥病院は前年度に比べて2.68ポイント減少し、96.45%となり、引き続き理想比率の100%を下回っている。

医業収支比率は、郡上市民病院で増加しているものの、両病院ともに引き続き100%を下回っている。

固定比率は依然として高いままであるが、特に国保白鳥病院は非常に高い状態で推移している。 流動比率は、両病院とも理想比率の200%を下回っており年々減少している。

自己資本比率は、両病院とも企業債の割合が高いため、理想比率とする50%を大きく下回っている。

未収金については、窓口負担分や保険が減少し、その他未収金が増加しているが、総額では減少 している。

今後も、未収金の根源である現年度の滞納の原因をよく分析し、対策を講じることが肝要である。 受益者負担の公平性の観点から、今後とも債権の適切な管理と新たな滞納の発生防止に努められたい。

平成30年度は、郡上市民病院においては、内科医師の増員により、入院患者数が増加し、収益は増加したが、依然厳しい状況にある。国保白鳥病院は、県北西部地域医療センターとして4年目となり、医師の支援体制について順調に推移されている。また、地域包括ケア病床を増床したことに

より、診療単価は増加したが、入院収益は減少した。

訪問介護ステーション事業の利用者は、昨年を大きく上回り、地域の中核的な事業所となっている。訪問診察や訪問介護に対応するため、車両2台を導入し、患者によりよい療養環境を提供している。

刻々と変化する社会情勢の中で、進むべき方向を見誤ることなく進んでいくことは、決して容易なことではないが、両病院ともに、今後もサービスの向上とコスト縮減に努めるとともに、医師、看護師等の医療従事者の持続的な確保に努められ、医療水準の維持・向上と医療の安全・信頼性の確保に努められたい。

以上が、平成30年度郡上市病院事業会計に関する審査意見であります。

公立病院は、市民の安全・安心を考える上で、市民には欠かすことのできない施設であります。 病院・病床機能の役割分担等、課題はありますが、公立病院経営が順調に推移していくことを期待 申し上げます。

次に、水道事業につきまして審査意見を申し上げます。

26ページをごらんください。

平成30年度の業務実績は、簡易水道事業を統合したことにより、給水人口、年間給水量ともに大幅な増となっている。

有収率は、前年度の82.2%から82.0%となり、0.2ポイント低下しているが、これは有収率が低い簡易水道事業を統合したことや、寒波による漏水減免等が多数あったことが影響している。

事業経営の比較資料となる給水量1立方メートル当たりの営業収益は、138円87銭、101.24%で前年度とほぼ同水準であったが、営業費用は241円78銭、152.03%となったため、1立方メートルの水道水を給水することで、103円程度の給水損失となっている。これは、簡易水道事業を統合したことにより、水道事業全体の採算性が悪化したことを意味している。

しかし、総収益と総費用を比較した総収支比率は、一般会計からの補助金によって、理想の 100%を超える102.89%となっている。

未処分利益剰余金は4,988万円となり、平成30年7月の豪雨災害による特別損失の計上により、 昨年度より3,934万円、44.09%減となったが、昨年度に続き黒字経営となっている。引き続き、経 営努力に取り組まれたい。

次に、流動比率を見ると182.57%であり、昨年度の616.46%を大きく下回り、理想比率の200%を下回ることとなった。これは、1年以内に期限の到来する簡易水道事業債償還金の影響によるもので、今後、財政状態の改善が望まれる。

給水収益の未収金は、簡易水道事業の統合により総額がふえているが、収納率が99.4%となり、 前年度より、さらに0.2ポイント向上している。今後も未収金の新規発生を防ぐとともに、さらな る過年度の未収金の回収に努力をされたい。

今年度、簡易水事業は統合され、会計が一本化されたことにより、事務事業の効率化だけでなく、 水道事業全体の財政状態や経営成績等が総括して適正表示されることとなったことは、大いに評価 される。

水道事業を取り巻く環境は、人口減に加え、節水機器の普及や老朽化した管路の更新等により、 ますます厳しくなることが予想される。今後、適正な料金への見直しを視野に入れた、さらなる経 営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組み、より効率的な経営を展開されるとと もに、本来の目的である良質な水の安定供給に努められたい。

以上が、平成30年度郡上市水道事業会計に関する審査意見であります。

最後に、財政健全化判断比率等の審査も実施しております。

後に報告されることとなっておりますが、健全な財政運営に向かって努力をされた結果といたしまして、将来負担比率は69.5%と前年度より2.1ポイント上昇しておりますが、実質公債費比率は前年度と同様の12.7%であり、良好な財政運営への努力がうかがえます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、数値としてあらわれていませんので、財政的な心配はないと思います。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 詳細な報告をいただきました。ありがとうございました。

長期間にわたり膨大な量の審査をいただき、まことに御苦労さまでございました。監査委員のお 二人には感謝申し上げるとともに、心から敬意を表するものであります。

今回、指摘されました事項につきましては、今後の決算認定での審査に十分考慮させていただき たいと思います。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第39号から議案第61号までの23議案につきましては、決算認定特別委員会を設置して、議案付託表のとおり、審査を付託することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第61号までの23議案については、決算認定特別委員会を設置し、議案付託表のとおり、審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては、決算認定特別委員会について行うこととし、ここでは省略いたします。

ただいま設置されました決算認定特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第 1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、議長、議選監査委員を除く16名を指名し たいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました名簿のとおり選任する ことに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決算認定特別委員会に付託しました議案第39号から議案第61号までの23議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月27日午後5時までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。

また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限について、決算認定特別委員会に委任したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、決算認定特別委員会に付託しました23議案については、9月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとし、また、地方自治法第98条で規定されている議会の権限を決算認定特別委員会に委任することに決定いたしました。

◎議案第62号から議案第68号までについて(提案説明・委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程44、議案第62号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第2号)についてから、日程50、議案第68号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)についてまでの7議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第62号から議案第68号までの7会計の補正予算の案の議 案につきまして、まとめて読み上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第62号 令和元年度郡上市一般会計補正予算(第2号)について。

議案第63号 令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

議案第64号 令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

議案第65号 令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第2号)について。

議案第66号 令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)について。

議案第67号 令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について。

議案第68号 令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、一般会計補正予算書のほうをよろしくお願いいたします。

一般会計補正予算書第2号でございます。

1 枚おめくりをいただきます。令和元年度郡上市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,370万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ284億224万7,000円とするものでございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正によるということでございます。 6ページをごらんいただきたいと思います。

地方債補正の関係でございます。

1つ目は追加でございます。公共施設等適正管理推進事業でございまして、内容につきましては、橋梁の維持補修工事でありまして、限度額990万円、起債の方法、普通貸借または証書借り入れ、利率については3%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により、据置期間または償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができるとするものでございます。

それから、その下2、変更でございます。公共事業等でございますが、補正後の限度額でございます。3,360万円、これは無電柱化整備事業ほか3件でございますが、追加して4億6,020万円とするものでございますし、その下は、辺地対策事業につきまして、県営事業費の増でございます。340万円を増とさせていただいて、8億9,630万円とさせていただくもの、それから補助災害復旧事業でございますが、市道明宝線の増加に伴いまして、900万円を増額させていただいて2,260万円とするものでございます。起債の方法、利率償還の方法は、補正前に同じでございます。合計といたしまして、4,600万円増の25億6,970万円とするものでございます。

その他につきましては、今回お配りしております事業概要説明一覧表により御審議いただきたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2つ目でございますが、国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、令和元年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,430万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億7,060万9,000円とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、下水道事業特別会計の補正予算書第1号でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、令和元年度郡上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,114万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億5,009万1,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるということで、3ページをごらんい ただきたいと思います。

地方債補正でございます。変更、下水道事業債、こちらにつきましては、限度額を2,740万円増 とさせていただいて、1億950万円とさせていただくものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じということで、合計として4億2,150万円とするものですので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、介護保険特別会計補正予算書のほう第2号でございます。

1 枚おめくりいただきまして、令和元年度郡上市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億996万8,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を、歳入歳出それぞれ44億9,491万6,000円とするものでございますので、よろしくお願いをい たします。

続きまして、鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算書第1号でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、令和元年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を、歳入歳出それぞれ130万1,000円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。 続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書第1号でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、令和元年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億187万2,000円とするものでございますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、大和財産区特別会計補正予算書第1号でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、令和元年度郡上市大和財産区特別会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,769万3,000円とするものでございます。

以上、7会計につきましての補正予算の上程でございます。

それぞれ、先ほど申し上げました事業概要説明一覧表に明細を記載してございますので、これを 参考に御審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) ただいま説明のありました議案第62号から議案第68号までの7議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

なお、質疑については、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第62号から議案第68号までの 7議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、9月10日午後4時までに審査を終了 するよう、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第68号までの7議案につきましては、9月10日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第69号について(提案説明・質疑・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程51、議案第69号 物品売買変更契約の締結について(消防ポンプ自動車 購入)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第69号をお願いいたします。

物品売買変更契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)。

次のとおり物品売買変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1番目の契約金額でございます。増額76万円でございます。変更前4,104万円、変更後は4,180万円とするものでございます。

- 2、契約の相手方。岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役臼井潔。
- 3、納入場所。岐阜市大和町徳永322番地の1、郡上市高鷲町2431番地13。
- 4、物品の内容。消防ポンプ自動車2台。こちらにつきましては、変更前と同じでございます。
- 5、変更の理由といたしましては、消費税率等の引き上げによるものでございますので、よろし くお願いいたします。

以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

- 〇議長(兼山悌孝君) 4番 野田勝彦君。
- ○4番(野田勝彦君) 伺います。今の5番、変更の理由のところで、消費税等とありますが、消費税と等などの消費税以外の部分は、その内容について説明をいただきたいと思います。
- 〇議長(兼山悌孝君) 総務部長 乾松幸君。
- ○総務部長(乾 松幸君) 消費税等というのは、国税庁での消費税とそれから地方消費税がありまして、両方合わせて消費税という形であらわさせていただいております。
- **〇議長(兼山悌孝君)** そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付 託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号につきましては、委員会付託を省 略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第69号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

◎議案第70号について(提案説明・採決)

〇議長(兼山悌孝君) 日程52、議案第70号 物品売買変更契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) それでは、議案第70号をよろしくお願いいたします。

物品売買変更契約の締結について(消防小型動力ポンプ積載車購入)。

次のとおり物品売買変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約金額、増額35万8,020円。変更前でございますが、1,933万3,080円を変更後1,969万 1,100円とするものでございます。

契約の相手方、岐阜市手力町7番5の1号、岐阜中央防災、代表山田英。

納入場所。郡上市八幡町五町3丁目18番地1、郡上市高鷲町鮎立2759番地3、郡上市美並町上田1590番地。

物品の内容。消防小型動力ポンプ積載車3台でございます。こちらにつきましては、契約の相手 方、導入場所、物品の内容については、変更前と同じでございます。

- 5、変更の理由といたしましては、消費税率等の引き上げによるものでございますので、よろし くお願いいたします。
- ○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第70号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号につきましては委員会付託を省略 することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第70号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

◎議案第71号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程53、議案第71号 物品売買変更契約の締結について(救助工作車Ⅱ型整備事業)を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長(桑原正明君) 議案第71号 物品売買変更契約の締結について(救助工作車Ⅱ型整備事

業)。

次のとおり物品売買変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

契約金額、増額189万円、変更前1億206万円、変更後1億395万円。

契約の相手方、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役臼井潔。

納入場所、郡上市白鳥町為真1187番地1、物品の内容、救助工作車Ⅱ型1台。

契約の相手方から物品の内容までは変更ありません。

変更の理由、消費税率等の引き上げによるものでございます。

よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付 託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号につきましては、委員会付託を省 略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第71号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

◎議案第72号について(提案説明・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程54、議案第72号 物品売買変更契約の締結について(建設機械(雪寒機械)購入)を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) 議案第72号 物品売買変更契約の締結について(建設機械(雪寒機械)

購入)。

次のとおり物品売買変更契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約金額、增額80万円、変更前4,320万円、変更後4,400万円。
- 2、契約の相手方、郡上市八幡町五町4丁目10番地8、篠田株式会社郡上営業所所長山下幸治。
- 3、納入場所、郡上市高鷲町大鷲2349番地1。
- 4、物品の内容、ロータリー除雪車1台。
- この契約の相手方から物品の内容までは変更はございません。
- 5、変更の理由、消費税率の引き上げによる。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(兼山悌孝君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第72号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号につきましては、委員会付託を省 略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 討論なしと認め、採決いたします。

議案第72号につきましては、原案のとおり可とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は、原案のとおり可とすることに 決定いたしました。

◎報告第9号から報告第13号までについて(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程55、報告9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告についてから、日程59、報告第13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告についてまでの5件を一括議題とします。

報告を求めます。

商工観光部長 遠藤正史君。

○商工観光部長(遠藤正史君) ただいま一括議題されました5件の報告につきましては、地方自治 法の規定によりまして、地方公共団体が出資金や基本金等50%以上出資している法人に関し、その 経営状況を議会に報告するものでございます。

報告第9号からの資料として、各第三セクターの決算報告書等を添付しておりますけれども、資料が多量にありますので、報告第13号の終わりのところと14号の前のところですけども、その間に A 4 横長の資料で、こちらのほうの平成30年度第三セクター経営状況報告という資料を置いておりますので、これに基づきまして御報告のほうを申し上げます。

では、報告第9号 一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人郡上八幡産業振興公社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらの第三セクターの経営状況の報告書の資料でございますけれども、一番上のところに第三 セクターの会社名等々ございまして、基本財産、そして役職員の数、それから基本財産のところに は、市からの出資金等、そして利用業務の内容等ございますので、そちらのほうはお目通しをお願 いいたします。

口頭のほうで説明を申し上げますのは、中段にございます、財務状況を中心に説明をさせていた だきます。こちらのほうは、左のほうが貸借対照表、そして損益計算書ということで1,000円単位 となっております。

まず、右側のほうの損益計算書のほうですが、当期における売上高または総収入というところでございますけれども、平成30年におきましては、郡上八幡産業振興公社におきましては、4億7,059万円の売上高で、対前年としますと96.3%の状況でございました。

こちらのほうは、昨年は大変、7月の豪雨、そして8月の猛暑、そして9月の台風等で夏のシーズンに集客が伸びなかったと、そういったものが原因としてございます。

そして、その項目から3つ下のところに当期損益がございますけれども、こちらのほうがプラスであったか、マイナスという収支がわかりますが、こちらのほうはマイナスの1,119万6,000円ということになってございます。

そして、左側のほうの貸借対照表のほうの一番下の項目でございますけども、資本合計引く資本 金というところの、平成30年度の項目におきましては、1億8,273万7,000円ということとなってお ります。こちらのほうが、繰越利益剰余金というふうなことになってまいります。

昨年度におきましては、郡上八幡駅がオープンし、2年目ということで、そちらのほうの支出経 費削減、そして収益事業の順調な伸びがありましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、天 候不順によりマイナスとなっております。

ただし、このマイナスの要因としましては、支出のほうでも大きな要因がございまして、こちらのほうは、この報告書の鏡のほうにつけております、産業振興公社のほうの、決算状況報告書のほうの13ページのほうをごらんいただきたいんですけれども、こちらのほうの13ページのところに、

(3)の中段のところになりますけれども、空き家対策基金収支概要という収支の状況についての表がございますけれども、こちらのほうで、収入額のところが、平成29年度、平成30年度と合計しますと3,193万2,913円ということで、繰入支出のほうがされております。

そういったことで、2年度分の家賃収入を平成30年度で会計処理をしたために、支出の割合が高くなりまして、そこで、これをもし、仮にですが、2年度に分けた場合ですと、こちらのほう、先ほど説明いたしましたマイナスの当期損益につきましては、実質的にはプラスになってまいります。172万3,000円ほどのプラスなってまいりますので、外見上はマイナスということになっておりますけれども、計上は例年よりも悪い状況ではありましたけれども、プラスで終わっているというふうに理解をいただければというふうに思っております。

続きまして、報告第10号 郡上大和総合開発株式会社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、郡上大和総合開発株式会社の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和元年9月6日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらのほうは財務状況のところになりますけれども、平成30年度のほうの売上高におきましては、5億6,834万1,000円ということで、対前年にしますと95.6%となっております。

また、当期損益におきましては、マイナスの307万4,000円となっております。

また、左のほうの貸借対照表の一番右の平成30年度のところでございますけども、繰越利益剰余金、資本合計から資本金を引いたものでございますけれども、マイナスの7,948万1,000円というふうになってございます。

こちらのほうも、先ほど申し上げたとおり、天候不順による売上高のほうが影響を受けておると ころでございます。

また、12月に東海北陸自動車道の飛騨清見、白鳥間の4車線化の幹線がございましたけれども、通行量はふえたんですけれども、スノーボード客の減少と渋滞が解消されたことによって、ぎふ大和PAの立ち寄り客が減少し、当期間の売上高は前年比で79.5%となりまして、会社全体の利益への要因となっておると聞いております。

現在、道の駅のほうにおきましては、隣接し、ホテル建設が進められておりますけれども、工事 期間中におきましては、工事関係者、そして稼働後は宿泊者への食事提供等が期待されているとこ ろであります。道の駅の魅力を高める努力を行い、集客力を高めることによって、ホテルの宿泊客 もふえ、お互いの相乗効果による収益に貢献するように取り組みたいということでございますが、 昨年度におきましては、道の駅での地域消費拡大ステーション整備事業として、国からの交付金を 受け、花屋をやっていたところを改めまして、スイーツの新店舗みちしるという店に改修し、パン 屋、麺処も改修し、道の駅の魅力を高めておるところだというように説明を受けております。

続きまして、報告第11号 株式会社伊野原の郷の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社伊野原の郷の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

こちらのほうは、まず損益計算書のところの当期の売上高でございますけれども、2,055万4,000 円ということで、対前年比としますと59.6%ということで、大幅な減少となってございます。

こちらの要因といたしましては、昨年度は道路除雪の関係の仕事も受けておりますけども、こちらのほうが暖冬で思わしくなかったということ、それからもう一つは、支出のほうもポンプであったり、冷蔵庫であったりそういったものを更新をしたから、そういった経費もかかってきたというふうに聞いております。

下のところの当期損益ですけれども、マイナスの678万6,000円、そして左側のほうに見えます貸借対照表のところの繰越利益剰余金ですが、そちらのほうは132万1,000円というふうになってございます。

お話をお聞きしますと、ことしにつきましては、順調に推移をしており、雪さえ降れば黒字化するというふうなことで、お話を伺っておるところでございます。

次に、報告第12号 有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社阿弥陀ヶ滝観光の経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

有限会社阿弥陀ヶ滝観光でございます。

こちらのほうは、損益計算書のほうの売上高でございますけども、5,127万円ということで、昨年度の平成29年度に比較しますと、2.3倍の増となっております。

こちらのほうは、昨年の6月に開業しました、鮎パークのほうの体験業務のほうの受託のほうも しておりまして、そちらのほうの収益のほうが伸びております。

しかし残念ながら、下のところの当期損益をごらんいただきますと、84万9,000円のマイナスというふうなこととなっております。3年間やっているうちに、3年目には、大体、とんとんで収支をしたいというようなことで始まったわけですけども、若干赤字ではございますけども、かなり3年間の当期損益の推移を見ますと、頑張ってやってきてもらったんじゃないかというふうに思っ

ております。

そして、左のほうですけれども、貸借対照表のほうの繰越利益剰余金でございますけれども、こちらのほうは、累積しましてマイナス3,109万4,000円でございます。

下のところに、指定管理料ということで、参考に上げておりますけれども、3年間、第三セクターの再生ということで、180万円ずつ、3年間の指定管理料を払ってまいりましたけれども、本年度よりは、このことがなくなりますので、独立してやっていくということもございます。

ただいま8月までの経営状況でございますけれども、対前年比で115%の売り上げが伸びている というふうにお聞きしていますので、何とか黒字化していっていただけるんじゃないかなというふ うに期待をしておるとこでございます。

最後ですけれども、報告第13号 株式会社ネーブルみなみの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ネーブルみなみの経営状況について報告があったので、次のとおり報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

株式会社ネーブルみなみですけれども、財務状況のほうの売り上げでございますけれども、売上高は1億1,189万2,000円ということで、対前年比で97.5%となっております。

季節的な天候要因もございますけれども、特に冬は暖冬であったがために、リフト券があんまり 売れなかったというふうに聞いております。

また、当期操業につきましては、マイナスの174万3,000円でございますけれども、こちらのほうは要因といたしまして、大きなものが、業務委託費として浄化槽の設備についての修繕を行ったということで、こちらのほうが約300万円を超えるものが、臨時的な支払いとして上がったものですから、残念ながら前年度30年度におきましては、当期損益についてはマイナスになりました。そういったものがなければプラスだったんだとは思いますけれども、そして、左側のほうの貸借対照表のほうの繰越利益剰余金でございますけれども、3,439万2,000円ということでございます。

ただいま、東海環状線の西回りのほうの工事が進んでおりますが、こういったものの完成をにら みながら、課題を認識してサービス向上に努めたいというふうに聞いておりますので、どうぞよろ しくお願いいたします。

報告のほうは以上でございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上、報告が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号から報告第13号までの報告を終わります。

◎報告第14号について(報告)

〇議長(兼山悌孝君) 日程60、報告第14号 平成30年度郡上市財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第14号 平成30年度郡上市財政健全化判断比率等の報告について。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30 年度郡上市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して、次のとおり報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、初めに、健全化判断比率でございます。

①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率でございますが、こちらにつきましては、両方とも 赤字ではありませんので、記入はございませんのでよろしくお願いいたします。

③の実質公債費率、12.7%。これは昨年度とプラスマイナスゼロでございます。④、将来負担比率、69.5%。こちらにつきましては、昨年度に比べまして、プラス2.1ポイントということでございます。こちらにつきましては、2つとも、先ほど市長からも監査委員さんのほうからも御報告がありましたように、公債費でありますとか、市債の現在高といたしましては、分子となるところにございますけども、そちらのほうが減少しておりますが、分母となります普通交付税、合併算定がえの縮減でありますとか、それから財政調整基金または公共施設整備基金等の基金の減少によりまして、若干、増となってきておるようなところでございます。

2の資金不足比率につきましては、各会計とも資金不足が発生しておりませんので、記入はございません。これらの全体的なことにつきましては、審査意見書が示されております。そこには詳細な計算式の解説でありますとか、数値の分析がされておりますので、参考にごらんいただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇議長(兼山悌孝君) 以上で、報告が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第14号の報告を終わります。

◎報告第15号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程61、報告第15号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 乾松幸君。

○総務部長(乾 松幸君) 報告第15号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月9日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、今回は2件ございますので、よろしくお願いいたします。

専決第2号でございますが、専決処分書、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年7月4日、郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容でございます。

平成31年4月27日午後1時30分ごろ、郡上市美並町上田地内の市道釜ヶ滝本線において、相手車両が走行中、落石によりフロントガラスを損傷した。また、落石が進行方向へ飛ばされ、相手車両が通過した際に車体下部を損傷した。市は、示談により、下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合100%、損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。

損害賠償の額、67万4,608円でございます。

続きまして、専決第3号でございます。

専決日につきましては、令和元年7月31日でございます。

1、損害賠償による和解の内容。

令和元年5月27日午前8時50分ごろ、郡上市民病院事務局総務課職員が、郡上市八幡町五町地内の医師住宅駐車場内において、公用車を停車させようと一旦停車し、バックするためアクセルを踏んだところ、ドライブモードのままであったため、前進してしまい、相手方民家の植木に衝突した。市は、示談により、下記金額で損害を賠償するものでございます。市の過失割合100%。損害賠償の相手方はごらんのとおりでございます。

損害賠償の額12万5,280円でございます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長(兼山悌孝君) 以上、報告が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認めます。

以上で、報告第15号の報告を終わります。

◎議報告第4号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程62、議報告第4号 諸般の報告について(議員派遣の報告)を議題とします。

議員派遣報告書が別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

◎議報告第5号について(報告)

○議長(兼山悌孝君) 日程63、議報告第5号 諸般の報告について(例月出納検査の結果)を議題 とします。

例月出納検査結果が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、 報告にかえます。

8月30日までに受理しました陳情及び要望につきましては、お手元に配付しましたので、文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

◎散会の宣告

○議長(兼山悌孝君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 2時19分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山川直保

郡上市議会議員 田中康久